

一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第5条の規定により公告します。

令和8年5月29日

長野県住宅供給公社

理事長 新田 恭士

記

1 工事の概要及び発注担当部（所）

- | | |
|--------------|--|
| (1) 工事名 | 令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事 |
| (2) 工事箇所 | 長野市安茂里 |
| (3) 工事内容 | ①ユニットバスの設置
②ガス給湯器による3箇所給湯化
③手すり設置
④非常ブザー付きインターホン設置
⑤便所コンセントの設置
⑥その他附帯工事 |
| (4) 工事期間 | 120日 |
| (5) 発注担当部（所） | 長野県住宅供給公社 事業部 建築課
電話 026-227-4322 |

※公社では、多様な働き方を推進しています。詳細については、現場説明書「多様な働き方」をご覧ください。

2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

(1) 参加資格要件

①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
②	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。	
③	長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。	
④	長野県が定めた「建設工事等入札参加資格者に係る参加停止要領」に基づく参加停止の措置を受けていないこと。	
⑤	経営事項審査を受けている者であること。	
⑥	建設業区分要件	なし
⑦	業種	建築一式工事
⑧	資格総合数値	753点以上
⑨	同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件	なし
⑩	営業所の所在地に関する要件	北信・長野地域振興局管内に本店を有する者。
⑪	その他	

3 競争参加資格等の確認手続き

(1) 本競争入札の参加希望者は、(3)に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等という。）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出は次のとおりとする。

ア 申請書等

1. 一般競争参加資格等確認申請書（様式1）

2. 施工実績（令和6年度、7年度）（様式2）

元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。

3. 配置予定技術者の資格・経験（様式3）

4. 建設工事入札参加資格の通知等の写し

※申請時から入札日までの間に資格総合数値が更新された場合は、入札日時点の資格総合数値を基準として確認を行うため、資格確認結果通知後であっても入札参加資格を取り消す場合がある。

5. 経営事項審査の結果通知書の写し

当該入札に係る契約予定日の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営記簿等評価結果通知書」又は「総合評定値通知書」の写しを添付すること。

6. 郵便封筒（確認結果通知返送用）

あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

イ 申請書等は持参又は郵送により受け付ける。

ウ 提出部数は、正本1部とする。

(3) 申請書等の受付は、次のとおりとする。

なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。

ア 受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。

受付期間 令和8年6月9日 から 令和8年6月12日 まで

受付時間 午前9時から午後4時まで

イ 受付場所は次による発注担当部（所）とする。

窓口受付 長野県住宅供給公社 事業部 建築課 電話 026-227-4322

長野県住宅供給公社 松本事務所 電話 0263-47-0240

郵送受付（受付期間内必着）

380-0836

長野市大字南長野南県町 1003-1

長野県住宅供給公社 事業部 建築課

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。

エ 申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

4 確認結果の通知

(1) 確認結果は、令和8年6月18日付け郵送で申請者に通知する。

(2) 都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

5 一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受け付けるものとする。

ア 本書面は、4(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出するものとする。

イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。

(3) 発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。

ア 入札日時 令和8年7月1日 10時30分

イ 入札場所 長野市大字南長野南県町1003-1

長野県住宅供給公社 1階会議室

(2) 開札は入札終了後、入札会場で行う。

(3) 留意事項

ア 一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（4で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。

- イ 工事費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）1部を入札時に提出すること。なお、工事費内訳書には、令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載するものとする。
- ウ 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事とする。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。
 - ア 理由の確認方法：書面又は対面によるヒアリング
 - イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反したとして無効とする場合がある。
- エ 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、入札に際して委任状を提出すること。

7 設計図書等

- (1) 設計書（金抜き）・設計図面・各種計算書、共通仕様書・特記仕様書、現場説明書・条件明示書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式4）により次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 本書面は4の(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出することとする。
 - イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
 - ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に回答するものとする。

8 入札の執行

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。
- (2) 入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。
- (3) この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価をもって入札する場合を除き当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）で落札決定とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、「契約希望金額」とは、消費税額等又は仕入れに係る消費税額等相当額を含む金額をいう。（以下同じ。）
- (5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札回数は、2回を限度とする。なお、第2回の入札で落札者がいない場合は、第2回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は2回を限度とする。
- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (8) 入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

9 低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定している。

（低入札価格調査対象者となった場合、あらかじめ辞退する意向のある者は、調査事前辞退届（同要領 様式7）を入札時に提出すること。）

10 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

11 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実と認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。
 - (2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
- 2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。
 - 3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。
 - 4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。
 - 5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。
 - (1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。
 - (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。
 - 6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

12 契約書（案）及び入札心得並びに各要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」、「長野県住宅供給公社の公営住宅等管理業務に係る公共工事の前金払に関する取扱要領」を公社ホームページに掲示する。

13 契約の時期

本件契約については、10により落札者が決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。ただし、7日目が休日の場合は休日明けまで。）に契約しなければならない。

14 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

- (1) 請負代金額が500万円以上の建設工事については、請負代金額の4割の範囲で前払い金を請求することができる。
- (2) 部分払いを請求することができる回数は、次のとおりとする。

ア	50万円以上500万円未満	1回
イ	500万円以上1,000万円未満	2回
ウ	1,000万円以上3,000万円未満	3回
エ	3,000万円以上5,000万円未満	4回
オ	5,000万円以上1億円未満	5回
カ	1億円以上 契約金額から5,000万円を減じた額を5,000万円を除して得た数の整数部分に5を加えた回数	

15 契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に建設工事請負契約書（案）第4条の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約金額が、100万円未満の工事については、入札心得第13(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の契約金額が500万円未満の工事において、入札心得第13(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

16 火災保険等付保の要否

- (1) 落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。
- (2) 前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに公社に提示しなければならない。
- (3) 工事目的物及び工事材料等を(1)の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

17 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格があると確認された者であって、確認後、参加又は指名停止の措置を受け、入札時点において参加又は指名停止中である者等入札時点において、2(1)の要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 入札参加本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (9) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 工事費内訳書の提出を求めた工事において、工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (12) 上記(1)から(11)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

18 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 本公告に係る「申請書」「資料」「工事費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。
- (5) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

様式1

一般競争参加資格等確認申請書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社
理事長 新田 恭士 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊞
(権限を有する営業所長等が提出
する場合は当該所長の氏名)
担当者氏名 ㊞
電話番号
FAX番号

下記により公告のあった工事に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。
なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

記

公 告 日	令和8年5月29日
工事名	令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

施工実績（令和 6 年度、7 年度）

会社名： _____

項目 \ NO		1	2	3
工事名称等	工事名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事期間			
	受注形態等 該当するものに○	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%
備 考				

入札保証金納付の免除を希望する者は、過去 2 年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について 2 件以上記載すること。

- ① 「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。
- ② 「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね 70%を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※ 共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名： _____

項目・氏名			
最終学歴			
法令による免許			
工 事 等 の 経 験	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事期間		
	従事役職		
	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事期間		
	従事役職		
	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事期間		
	従事役職		

質 問 書

提出日：令和 年 月 日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和8年5月29日	
工事名	令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事	
工事箇所	長野市安茂里	
質問書提出者	住 所	
	商号又は名称	
	電話・FAX	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回 答	
----------	--

令和8年度県営住宅(長野)犀北団地バスリフォーム工事 特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称 令和8年度県営住宅(長野)犀北団地バスリフォーム工事

2. 工事場所 長野市安茂里

3. 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4. 用途地域等 都市計画区域(・内)・市街化区域・市街化調整区域・区域区分非設定)・外) 用途地域(第一種住居地域) 防火地域等(・防火 準防火 指定なし 2.2条) その他の地域・地区()

5. 構造規模等 壁式鉄筋コンクリート造 地上 3 階 地下 0 階

6. 別途工事

7. その他

II 建築工事仕様

1. 共通仕様

2. 特記仕様

13 建築材料等 (1.4.2)

13.1 材料の品質等 (1.4.1)

13.2 環境への配慮 (1.4.5)

13.3 特別な材料の工法 (1.4.5)

13.4 建築基準法による風圧力等の指定 (1.4.5)

13.5 技能士 (1.5.2)

1. 共通仕様

2. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、ともに適用する。

3) 項目又は特記事項に記載の()内の表示番号は、「公仕仕 建築編」の該当項目を示す。

4) 特記事項の「機材の品質・性能基準」は、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準(公共住宅事業者連絡協議会)を示す。

5) 製造所名の株式会社等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。

章 項目 特記事項

1 一般事項

2 設計図書等の取り扱い (1.1.1)(1.1.6)

3 概成工期 (1.2.1)

4 設計G.L.

5 工事実績情報 (ORINS)の登録 (1.1.4)

6 施工管理体制に関する書類の提出

7 設備工事との取合い

8 電気保安技術手 (1.3.3)

9 火災保険等

10 住宅瑕疵担保責任

11 発生材の処理等 (1.3.11)

12 災害時の安全確保 (1.3.9)

14 仮設工事

15 仮設工事

16 仮設工事

17 仮設工事

18 仮設工事

19 仮設工事

20 仮設工事

21 仮設工事

22 仮設工事

23 仮設工事

24 仮設工事

25 仮設工事

26 仮設工事

27 仮設工事

28 仮設工事

29 仮設工事

30 仮設工事

31 仮設工事

32 仮設工事

33 仮設工事

34 仮設工事

35 仮設工事

36 仮設工事

37 仮設工事

38 仮設工事

39 仮設工事

40 仮設工事

41 仮設工事

42 仮設工事

43 仮設工事

44 仮設工事

45 仮設工事

46 仮設工事

47 仮設工事

48 仮設工事

49 仮設工事

50 仮設工事

51 仮設工事

52 仮設工事

53 仮設工事

54 仮設工事

55 仮設工事

56 仮設工事

57 仮設工事

58 仮設工事

59 仮設工事

60 仮設工事

61 仮設工事

62 仮設工事

63 仮設工事

64 仮設工事

65 仮設工事

66 仮設工事

67 仮設工事

68 仮設工事

69 仮設工事

70 仮設工事

71 仮設工事

72 仮設工事

73 仮設工事

74 仮設工事

75 仮設工事

76 仮設工事

77 仮設工事

78 仮設工事

79 仮設工事

80 仮設工事

81 仮設工事

82 仮設工事

83 仮設工事

84 仮設工事

85 仮設工事

86 仮設工事

87 仮設工事

88 仮設工事

89 仮設工事

90 仮設工事

91 仮設工事

92 仮設工事

93 仮設工事

94 仮設工事

95 仮設工事

96 仮設工事

97 仮設工事

98 仮設工事

99 仮設工事

100 仮設工事

17 施工の立会い等 (1.5.7)

18 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

19 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

20 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

21 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

22 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

23 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

24 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

25 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

26 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

27 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

28 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

29 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

30 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

31 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

32 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

33 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

34 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

35 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

36 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

37 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

38 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

39 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

40 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

41 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

42 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

43 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

44 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

45 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

46 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

47 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

48 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

49 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

50 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

51 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

52 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

53 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

54 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

55 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

56 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

57 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

58 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

59 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

60 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

61 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

62 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

63 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

64 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

65 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

66 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

67 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

68 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

69 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

70 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

71 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

72 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

73 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

74 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

75 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

76 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

77 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

78 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

79 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

80 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

81 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

82 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

83 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

84 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

85 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

86 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

87 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

88 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

89 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

90 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

91 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

92 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

93 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

94 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

95 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

96 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

97 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

98 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

99 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

100 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

5 鉄筋工事

6 コンクリート工事

7 鉄筋工事

8 コンクリート工事

9 鉄筋工事

10 コンクリート工事

11 鉄筋工事

12 コンクリート工事

13 鉄筋工事

14 コンクリート工事

15 鉄筋工事

16 コンクリート工事

17 鉄筋工事

18 コンクリート工事

19 鉄筋工事

20 コンクリート工事

21 鉄筋工事

22 コンクリート工事

23 鉄筋工事

24 コンクリート工事

25 鉄筋工事

26 コンクリート工事

27 鉄筋工事

28 コンクリート工事

29 鉄筋工事

30 コンクリート工事

31 鉄筋工事

32 コンクリート工事

33 鉄筋工事

34 コンクリート工事

35 鉄筋工事

36 コンクリート工事

37 鉄筋工事

38 コンクリート工事

39 鉄筋工事

40 コンクリート工事

41 鉄筋工事

42 コンクリート工事

43 鉄筋工事

44 コンクリート工事

45 鉄筋工事

46 コンクリート工事

47 鉄筋工事

48 コンクリート工事

49 鉄筋工事

50 コンクリート工事

51 鉄筋工事

52 コンクリート工事

53 鉄筋工事

54 コンクリート工事

55 鉄筋工事

56 コンクリート工事

57 鉄筋工事

58 コンクリート工事

59 鉄筋工事

60 コンクリート工事

61 鉄筋工事

62 コンクリート工事

63 鉄筋工事

64 コンクリート工事

65 鉄筋工事

66 コンクリート工事

67 鉄筋工事

68 コンクリート工事

69 鉄筋工事

70 コンクリート工事

71 鉄筋工事

72 コンクリート工事

73 鉄筋工事

74 コンクリート工事

75 鉄筋工事

76 コンクリート工事

77 鉄筋工事

78 コンクリート工事

79 鉄筋工事

80 コンクリート工事

81 鉄筋工事

82 コンクリート工事

83 鉄筋工事

84 コンクリート工事

85 鉄筋工事

86 コンクリート工事

87 鉄筋工事

88 コンクリート工事

89 鉄筋工事

90 コンクリート工事

91 鉄筋工事

92 コンクリート工事

93 鉄筋工事

94 コンクリート工事

95 鉄筋工事

96 コンクリート工事

97 鉄筋工事

98 コンクリート工事

99 鉄筋工事

100 コンクリート工事

19 完成図等 (1.7.2)

20 完成写真

21 安全に関する資料 (1.7.3)

22 仮設工事

23 仮設工事

24 仮設工事

25 仮設工事

26 仮設工事

27 仮設工事

28 仮設工事

29 仮設工事

30 仮設工事

31 仮設工事

32 仮設工事

33 仮設工事

34 仮設工事

35 仮設工事

36 仮設工事

37 仮設工事

38 仮設工事

39 仮設工事

40 仮設工事

41 仮設工事

42 仮設工事

43 仮設工事

44 仮設工事

45 仮設工事

46 仮設工事

47 仮設工事

48 仮設工事

49 仮設工事

50 仮設工事

51 仮設工事

52 仮設工事

53 仮設工事

54 仮設工事

55 仮設工事

56 仮設工事

57 仮設工事

58 仮設工事

59 仮設工事

60 仮設工事

61 仮設工事

62 仮設工事

63 仮設工事

64 仮設工事

65 仮設工事

66 仮設工事

67 仮設工事

68 仮設工事

69 仮設工事

70 仮設工事

71 仮設工事

72 仮設工事

73 仮設工事

74 仮設工事

75 仮設工事

76 仮設工事

77 仮設工事

78 仮設工事

79 仮設工事

80 仮設工事

81 仮設工事

82 仮設工事

83 仮設工事

84 仮設工事

85 仮設工事

86 仮設工事

87 仮設工事

88 仮設工事

89 仮設工事

90 仮設工事

91 仮設工事

92 仮設工事

93 仮設工事

94 仮設工事

95 仮設工事

96 仮設工事

97 仮設工事

98 仮設工事

99 仮設工事

100 仮設工事

5 鉄筋工事

6 コンクリート工事

7 鉄筋工事

8 コンクリート工事

9 鉄筋工事

10 コンクリート工事

11 鉄筋工事

12 コンクリート工事

13 鉄筋工事

14 コンクリート工事

15 鉄筋工事

16 コンクリート工事

17 鉄筋工事

18 コンクリート工事

19 鉄筋工事

20 コンクリート工事

21 鉄筋工事

22 コンクリート工事

23 鉄筋工事

24 コンクリート工事

25 鉄筋工事

26 コンクリート工事

27 鉄筋工事

28 コンクリート工事

29 鉄筋工事

30 コンクリート工事

31 鉄筋工事

32 コンクリート工事

33 鉄筋工事

34 コンクリート工事

35 鉄筋工事

36 コンクリート工事

37 鉄筋工事

38 コンクリート工事

39 鉄筋工事

40 コンクリート工事

41 鉄筋工事

42 コンクリート工事

43 鉄筋工事

44 コンクリート工事

45 鉄筋工事

46 コンクリート工事

47 鉄筋工事

48 コンクリート工事

49 鉄筋工事

50 コンクリート工事

51 鉄筋工事

52 コンクリート工事

53 鉄筋工事

54 コンクリート工事

55 鉄筋工事

56 コンクリート工事

57 鉄筋工事

58 コンクリート工事

59 鉄筋工事

60 コンクリート工事

61 鉄筋工事

62 コンクリート工事

63 鉄筋工事

64 コンクリート工事

65 鉄筋工事

66 コンクリート工事

67 鉄筋工事

68 コンクリート工事

69 鉄筋工事

70 コンクリート工事

71 鉄筋工事

72 コンクリート工事

73 鉄筋工事

74 コンクリート工事

75 鉄筋工事

76 コンクリート工事

77 鉄筋工事

78 コンクリート工事

79 鉄筋工事

80 コンクリート工事

81 鉄筋工事

82 コンクリート工事

83 鉄筋工事

84 コンクリート工事

85 鉄筋工事

86 コンクリート工事

87 鉄筋工事

88 コンクリート工事

89 鉄筋工事

90 コンクリート工事

91 鉄筋工事

92 コンクリート工事

93 鉄筋工事

94 コンクリート工事

95 鉄筋工事

96 コンクリート工事

97 鉄筋工事

98 コンクリート工事

99 鉄筋工事

100 コンクリート工事

1. 一般事項

2. コンクリートの強度 (6.2.2)

3. スラップ (6.2.4)(表6.2.2)

4. セメントの種類 (6.3.1)

5. 骨材の種類 (6.3.1)

6. 混和剤の種類 (6.3.1)

7. コンクリートの品質

8. 調査一般

9. 打継ぎ目 (6.6.3)

10. 構造体上のコンクリート (6.2.5)(表6.2.4)

11. 型枠 (6.8.3)

12. スリーブ材

13. 軽量コンクリート (6.10.1)

14. 中コンクリート (6.11.1)

15. 重コンクリート (6.12.2)

16. マスコンクリート (6.13.2)

17. 無筋コンクリート (6.14.1)

18. 流動コンクリート (6.15.1)(6.15.3)

19. 高強度コンクリート

20. 床型特用コンクリート

7 鉄筋工事

8 コンクリート工事

9 鉄筋工事

10 コンクリート工事

11 鉄筋工事

12 コンクリート工事

13 鉄筋工事

14 コンクリート工事

15 鉄筋工事

16 コンクリート工事

17 鉄筋工事

18 コンクリート工事

19 鉄筋工事

20 コンクリート工事

21 鉄筋工事

22 コンクリート工事

23 鉄筋工事

24 コンクリート工事

25 鉄筋工事

26 コンクリート工事

27 鉄筋工事

28 コンクリート工事

29 鉄筋工事

30 コンクリート工事

31 鉄筋工事

32 コンクリート工事

33 鉄筋工事

34 コンクリート工事

35 鉄筋工事

36 コンクリート工事

37 鉄筋工事

38 コンクリート工事

39 鉄筋工事

40 コンクリート工事

41 鉄筋工事

42 コンクリート工事

43 鉄筋工事

44 コンクリート工事

45 鉄筋工事

46 コンクリート工事

47 鉄筋工事

48 コンクリート工事

49 鉄筋工事

50 コンクリート工事

51 鉄筋工事

52 コンクリート工事

53 鉄筋工事

54 コンクリート工事

55 鉄筋工事

56 コンクリート工事

57 鉄筋工事

58 コンクリート工事

59 鉄筋工事

60 コンクリート工事

61 鉄筋工事

62 コンクリート工事

63 鉄筋工事

64 コンクリート工事

65 鉄筋工事

66 コンクリート工事

67 鉄筋工事

68 コンクリート工事

69 鉄筋工事

70 コンクリート工事

71 鉄筋工事

72 コンクリート工事

73 鉄筋工事

74 コンクリート工事

75 鉄筋工事

76 コンクリート工事

77 鉄筋工事

78 コンクリート工事

79 鉄筋工事

80 コンクリート工事

81 鉄筋工事

82 コンクリート工事

83 鉄筋工事

84 コンクリート工事

85 鉄筋工事

86 コンクリート工事

87 鉄筋工事

88 コンクリート工事

89 鉄筋工事

90 コンクリート工事

91 鉄筋工事

92 コンクリート工事

93 鉄筋工事

94 コンクリート工事

95 鉄筋工事

96 コンクリート工事

97 鉄筋工事

98 コンクリート工事

99 鉄筋工事

100 コンクリート工事

1. 鉄骨の製作工場 (7.1.3)

2. 施工管理技術者 (7.1.3)

3. 鋼材の種類 (7.2.1)(表7.2.1)

4. 高力ボルト (7.2.2)

5. 溶接部の試験 (7.6.11)

6. デッキプレート (7.7.8)

7. 錆止め塗料の種類 (7.8.3)(7.8.4)

8. 耐火被覆 (7.9.2)(7.9.4~7)

9. アンカーボルトの保持及び埋込み方法 (7.2.4)(7.10.5)(表7.10.1)

10. 柱底角シモル (7.2.9)(7.10.3)(表7.10.2)

11. 摩擦面の処理 (7.12.4)

12. 構造コンクリートブロック (8.2.2)

13. コンクリートの調査 (8.2.4)

14. コンクリートブロック壁及び床 (8.3.2)(表8.3.1)

15. A.L.Cパネル (8.4.2)(表8.4.3~5)

16. 構造コンクリートブロック (8.5.2-4)(表8.5.1)(表8.5.2)

17. 押出成形セメント板 (8.5.2-4)(表8.5.1)(表8.5.2)

18. パネル相互の目地幅 (8.5.2-4)(表8.5.1)(表8.5.2)

19. パネル開口 (8.5.2-4)(表8.5.1)(表8.5.2)

20. パネルの切欠き (8.5.2-4)(表8.5.1)(表8.5.2)

1. アスファルト防水 (9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3~9)

種類	施工箇所	種類	施工箇所
- A-1	-	- A1-1	-
- A-2	-	- A1-2	-
- A-3	-	- A1-3	-
- B-1	-	- B1-1	-
- B-2	-	- B1-2	-
- B-3	-	- B1-3	-

押さえ金物 ※アルミ製 L-30×15×2.0

断熱材 (屋根保護防水断熱工法の場合)
※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種 b (スキン層付き)
※A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 b (スキンあり)

平場の保護コンクリート
こて仕上げの場合 ※80mm以上
床下タイ仕上げの場合 ※60mm以上

立り部の保護
・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え
・モルタル押え

屋根露出防水工法

種類	施工箇所	種類	施工箇所
- D-1	-	- D1-1	-
- D-2	-	- D1-2	-
- D-3	-	-	-
- D-4	-	-	-

押さえ金物 ※アルミ製 L-30×15×2.0

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の仕様

断熱材 (屋根露出防水断熱工法の場合)
※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合
※A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合

屋内防水工法

種類	施工箇所	種類	施工箇所
- E-1	-	- E-2	-

屋根露出防水工法

種類	施工箇所
- AS-T1 (トーチ工法)	-
- AS-T2 (トーチ工法)	-
- AS-T3 (トーチ工法)	-
- AS-T4 (トーチ工法)	-
- AS-U1 (常温粘着工法)	-
- AS-U1-1 (トーチ工法)	-

押さえ金物 ※アルミ製 L-30×15×2.0

脱気装置の種類及び設置数量 (絶縁工法の場合)
※アスファルトルーフィング類製造所の仕様

断熱材 (断熱工法の場合)
※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合
※A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合

屋根保護防水工法

種類	施工箇所
- 密着工法 (トーチ工法)	-
- 密着断熱工法 (トーチ工法)	-

押さえ金物 ※アルミ製 L-30×15×2.0

断熱材
※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種 b (スキン層付き)
※A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 b (スキンあり)

平場の保護コンクリート
こて仕上げの場合 ※80mm以上
床下タイ仕上げの場合 ※60mm以上

立り部の保護
※仕上塗料塗り ・乾式保護材 ・れんが押え
・コンクリート押え ・モルタル押え

3. 合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2) (9.4.3) (表9.4.1)

接着工法	機械的固定工法
種類	種類
- S-F1	- S-M1
- S-F2	- S-M2
- S-F1	- S-M3
- S-F2	- S-M1
- S-F2	- S-M2

断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (1種 b ・2種 b ・3種 b)
・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合
・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板

屋内保護密着工法

種類	施工箇所
- S-C1	-

4. 塗膜防水 (9.5.3) (表9.5.2)

種類	施工箇所
- X-1	- バルコニー
- X-2	- ひさし
- X-3	- エルヴィット

脱気装置の種類及び設置数量 (種類 X-1 の場合)

ゴムアスファルト系

種類	施工箇所
- Y-1	- 地下外壁
- Y-2	- 屋内 (・便所 ・浴室)

5. ケイ酸系塗布防水 (表9.6.2)

種類	施工箇所
- C-U1	- 地下ビッド外周部
- C-UP	-

防水の工法、詳細は製造所の標準仕様で責任施工とする。

6. シーリング

材料 9.7.1表の施工箇所以外のシーリング材の種類 ※SR-1 (防かび) 接着性試験 ・適用する (※簡易接着性試験 ・引張接着性試験) ○適用しない
シーリング材の充填箇所
シーリング材の自寸寸法 ※9.7.3による

7. ステンレス防水

材料、工法 ※ステンレス (SUS304 厚0.4 無着色) シーム溶接工法
下基材 アスファルトルーフィング940
排水金物はステンレス防水用とする。 (防水メーカーの標準仕様)

8. 水膨張性止水シール

ゴム弾性と自己体積膨張による止水材とする。(20×10 2倍膨張)
工法、詳細は製造所の標準仕様で責任施工とする。

9. 防水保証

種類	期間
アスファルト防水	- 10年 -
改質アスファルトシート防水	- 10年 -
合成高分子系ルーフィングシート防水	- 10年 -
塗膜防水	-
ケイ酸系塗布防水	-

※引渡し日から10年間の保証書 (メーカー、施工業者、請負業者連名) を提出する。

10. 石工工事

1. 石材及び工法 (10.2.1) (表10.1.1) (表10.2.1) (表10.2.2)

外壁湿式工法

石材の種類	厚さ	品質	施工箇所	仕上の種類

石裏面処理
・適用する ・適用しない
石裏打ち処理
・適用する ・適用しない
下地ごしらえ
※流し施工法 ・あと施工アンカー工法
・あと施工アンカー、掃き流し工法

内壁空積工法

石材の種類	厚さ	品質	施工箇所	仕上の種類

下地ごしらえ
※流し施工法 ・あと施工アンカー工法
・あと施工アンカー、掃き流し工法

乾式工法

石材の種類	厚さ	品質	施工箇所	仕上の種類

石裏面処理
・適用する ・適用しない
石裏打ち処理
・適用する ・適用しない

床及び階段

石材の種類	厚さ	品質	施工箇所	仕上の種類

石裏面処理
・適用する ・適用しない

11. タイル工事

1. 陶磁器質タイル (11.2.2) (11.4.2)

施工箇所	形状寸法 (mm)	うわ葉	役物	色
ポーチ床・階段	300 × 300	-	-	-

耐凍害性 ・適用する ・適用しない
耐汚性 ・適用する ・適用しない
試験強張り ・行う ・行わない
見本焼き ・行う ・行わない

2. タイル下地コンクリート (11.2.7) (11.3.7)

表地表面処理の工法

種類	施工箇所
- MCR工法	-
- 目置かし工法 (高圧水洗処理)	-

MCR工法はせき板面にMCR工法用シート張りなし (6.8.3(a)) による。
目置かし工法の高圧水洗は (15.4.2(c)) による。
ポリマーセメントモルタルの調合は (15.2.3(d)) による。

3. セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り (11.3.7) (表11.3.2)

タイルの種類	工法	施工箇所
内装タイル	・改良仕上げ張り ・密着張り ・改良仕上げ張り	-
外装タイル	・改良仕上げ張り ・改良接着張り	-
内装タイル以外のユニットタイル	・マニク張り ・モザイクタイル張り	-

4. 接着剤による陶磁器質タイル張り (11.3.7) (表11.3.2)

タイルの種類	工法	施工箇所
内装タイル	・内装壁タイル接着張り	-
外装タイル	・外装壁タイル接着張り	-
内装タイル以外のユニットタイル	・外装壁タイル接着張り	-

5. 陶磁器質タイル型枠先付け (11.4.2) (表11.4.1)

せき板の種類	※金属製タイル先付け用パネル	種類	施工箇所
・タイルシート法	-	-	-
・目地削法	-	-	-
・桧木法	-	-	-

※(表11.1.1)による ・図示

6. 伸縮調整身地及びびびり試験誘発身地 (11.1.3)

7. 接着剤試験 (11.1.5)

12. 木工工事

1. 一般事項

限内産資材を優先使用するよう努めるとともに、本工事に限外産資材を使用する場合は限内産資材を使用しない理由などを「限外産資材使用報告書」に記入し、監督員に提出すること。
限産資材を使用する 使用箇所 ・図示

2. 表面仕上げ (12.1.4)

種類	施工箇所
- A種	-
- B種	-
- C種	-

3. 製材 (12.2.1)

「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

樹種	寸法	等級	形状	含水率	施工箇所
		・1級 ※2級		※A種 ・B種	各種下地

「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

樹種	寸法	等級	形状	含水率	施工箇所
				※A種 ・B種	見えがかりとなる構造物

「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

樹種	寸法	等級	形状	含水率	施工箇所
		・特等 ※1等 ・2等		・A種 ・B種 ※10%以下	

「製材の日本農林規格」以外の製材

樹種	寸法	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	施工箇所
唐松		・造作材の場合 ※A種 ・B種	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	造作材

3. 造作用集材 (12.2.1)

「集材材の日本農林規格」による造作用集材

樹種	寸法	見付け材面の等級	施工箇所
		※1等 ・2等	

「集材材の日本農林規格」による化粧り造作用集材

樹種	寸法	見付け材面の等級	施工箇所
		※1等 ・2等	

「集材材の日本農林規格」以外の造作用集材

樹種	寸法	見付け材面の等級	含水率	施工箇所
				・A種 ・B種

「集材材の日本農林規格」以外の化粧り構造用集材

樹種	寸法	見付け材面の等級	含水率	施工箇所
				・A種 ・B種

「集材材の日本農林規格」による造作用単板積層材

厚さ	表面の品質	防虫処理	含水率	施工箇所
		・適用する ・適用しない	※1.4%以下	

「集材材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

厚さ	表面の品質	防虫処理	含水率	施工箇所
		・適用する ・適用しない	※1.4%以下	

普通合板

厚さ	樹種	接合の程度	板面の品質	防虫処理	施工箇所
※5.5mm以上		※1種	※広葉樹2等以上	・適用する ・適用しない	
			※針葉樹C-D以上	・適用しない	

構造用合板

等級	樹種	接合の程度	板面の品質	厚さ	防虫処理	施工箇所
※1級		※特種	※C-D以上	※1.2mm	・適用する	
※2級		※1種	※適用する		・適用しない	

屋内の常時湿潤状態となる場所の接合の程度は特種とする。

パーティクルボード

曲げ区分	耐水区分	表面及び裏面の状態	厚さ	施工箇所
※1 B17	※耐水1 (M17)	※RS (研磨板)		
※3 O-1 S17	※耐水2 (P17)			

構造用パネル

等級	厚さ	施工箇所

5. 防虫・防蟻・防虫処理 (12.3.1)

薬剤の加工注入による防虫・防蟻処理

施工箇所	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4

薬剤の加工注入処理を行ったもの、現場における加工、切断、孔あけ等を行った箇所は薬剤による薬剤の塗布等による防虫・防蟻処理を行う。

薬剤の塗布等による防虫・防蟻処理

施工箇所	処理方法
	※公仕仕12.3.1(3)による。

防虫処理

施工箇所	保存処理性能区分
	・K1 ・K2 ・K3 ・K4
	・K1 ・K2 ・K3 ・K4

7. 窓、出入口その他の木材 (12.5.1)

8. 床板 (12.6.1)

施工箇所	樹種
線甲板	※ひのき
上りがまち	・なら集材材

9. 壁及び天井下地 (12.7.1)

施工箇所	樹種
壁下地、天井下地	※杉 ※松

13. 屋根及び工工事

1. 長尺金属板葺 (13.2.2) (表13.2.1)

材種	規格	板及びコイルの種類	屋根の耐久性
・カラー亜鉛鉄板 (・片面塗装 ・両面塗装)	JIS G 3312		
・ガルバリウム鋼板 (・無塗装)	JIS G 3321		
・カラーガルバリウム鋼板 (・カラー)	JIS G 3322	屋根用コイル	

「集材材の日本農林規格」による化粧り造作用集材

樹種	寸法	見付け材面の等級	施工箇所
		※1等 ・2等	

「集材材の日本農林規格」以外の造作用集材

樹種	寸法	見付け材面の等級	含水率	施工箇所
				・A種 ・B種

「集材材の日本農林規格」以外の化粧り造作用集材

樹種	寸法	見付け材面の等級	含水率	施工箇所
				・A種 ・B種

「集材材の日本農林規格」による造作用単板積層材

厚さ	表面の品質	防虫処理	含水率	施工箇所
		・適用する ・適用しない	※1.4%以下	

「集材材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

厚さ	表面の品質	防虫処理	含水率	施工箇所
		・適用する ・適用しない	※1.4%以下	

普通合板

厚さ	樹種	接合の程度	板面の品質	防虫処理	施工箇所
※5.5mm以上		※1種	※広葉樹2等以上	・適用する ・適用しない	
			※針葉樹C-D以上	・適用しない	

構造用合板

等級	樹種	接合の程度	板面の品質	厚さ	防虫処理	施工箇所
※1級		※特種	※C-D以上	※1.2mm	・適用する	
※2級		※1種	※適用する		・適用しない	

屋内の常時湿潤状態となる場所の接合の程度は特種とする。

パーティクルボード

曲げ区分	耐水区分	表面及び裏面の状態	厚さ	施工箇所
※1 B17	※耐水1 (M17)	※RS (研磨板)		
※3 O-1 S17	※耐水2 (P17)			

構造用パネル

等級	厚さ	施工箇所

5. 保証書 (13.5.2)

※表野原板金工業組合認定の施工により施工した場合は、同組合及び請負業者連名の施行保証書 (10年) を提出し、組合認定以外の施工により施工した場合はメーカー、屋根施工業者及び請負業者連名の保証書 (10年) を提出する。

6. ルーフドレン (表13.5.2)

施工箇所	材質	形状
屋根	※鋳鉄製 ・SUS製	・縦型 ・横型
バルコニー	※鋳鉄製 ・SUS製	・丸型 ・角型
バルコニー (中継)	※鋳鉄製	・丸型 ・角型
バルコニー中継ドレンの水はね防止	・有 ・無	

鋼管製との防露き工法
・適用する ・適用しない
硬質塩化ビニル管との工法
・適用する ・適用しない
保温断熱の厚さ ※20mm JIS A 9504又はJIS A 9511

14. 金属工事

1. あと施工アンカー (14.1.3)

種類	施工箇所
※H L仕上げ	・図示
・NO. 2 B仕上げ	・図示
・鏡面仕上げ	・図示

2. ステンレス表面処理 (14.2.1)

種類	施工箇所
・放熱し ・凸部処理	・平たん状
・放熱し ・凸部処理	・平たん状
・放熱し ・凸部処理	・平たん状

3. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14.2.2) (表14.2.1)

種類	塗膜又は複合皮膜の種類	施工箇所	色合い
・A-1種	※A1 S	・図示	・シルバー
・A-2種	※A1 T	・図示	・ブロンズ
・B-1種	※B	・図示	・フランク
・B-2種	※B	・図示	・フランク
・C-1種	※A A 6	・図示	・SP17
・C-2種	※A A 6	・図示	・
・D種	・	・図示	・

陽極酸化被膜の着色色 ※二次電解着色 ・三次電解着色

4. 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.3) (表14.2.2)

種類	表面処理方法	施工箇所
・A種	溶融亜鉛めっき	
・B種	溶融亜鉛めっき	
・C種	溶融亜鉛めっき	
・D種	電気亜鉛めっき	
・E種	電気亜鉛めっき	
・F種	電気亜鉛めっき	

5. 軽量鉄骨天井下地 (14.4.2) (表14.4.1)

野縁等の種類	種類
野縁	・覆層材 S ・覆層材 E ・覆層材 R
野縁	・可とう形覆層材 C E ・覆層材 R E ・覆層材 R E ・覆層材 R S

形状及び寸法

部位	野縁受、吊りボルト及びギンサートの間隔	周辺部の端からの寸法	野縁の間隔
野外			
屋内	公仕仕表14.4.2による	公仕仕表14.4.2による	公仕仕表14.4.2による

開口部の補強
野縁又は野縁受けが切断された場合
吊りボルトの間隔が900mmを超える場合

天井のふところが大きい場合の補強

水平補強	※縦横方向に間隔1.0m程度	ふところが1.5m以上の場合	ふところが3mを超える場合
斜め補強 <td>※縦横方向に間隔3.0m程度</td> <td></td> <td></td>	※縦横方向に間隔3.0m程度		

耐震性を考慮した補強方法
屋外の軒天井、ビロテ天井等における耐震性を考慮した補強

15. 左官工事

1. せき板取外し後の補修

※初期補修用プレミックスポリマーセメントペースト (メンテペースト)
※初期補修用プレミックスポリマーセメントモルタル (メンテモルタル)
- その他 ()
メンテモルタル及びメンテペーストの品質及び性能
・機材の品質・性能基準 ・その他 ()

2. モルタル塗り (15.2.2)

既製目地材 ・図示 ()
材料 塩分含有量 ※NaCl換算0.04%以下

種類	施工箇所
直均し仕上げ	・コンクリートスラブ全般

3. 床コンクリート直均し (15.3.1)

4. セルフリング材 (15.4.2)

種類	石ころ系	セメント系

5. 仕上げ塗材仕上げ (15.5.2) (表15.5.1~2)

種類	呼び名	仕上げの形状
・外装塗材 S i	・砂壁塗	・さざ波状
・可とう形外装塗材 S i	・砂壁塗	・ゆず肌状 ・さざ波状
・外装塗材 E	・砂壁塗	・ゆず肌状 ・平たん状
・可とう形外装塗材 E	・砂壁塗	・ゆず肌状 ・さざ波状
・防水形外装塗材 E	・ゆず肌状	・さざ波状 ・凹凸状
・外装塗材 S	・砂壁塗	・凹凸状
・薄付け仕上げ	・内装塗材 C	・凹凸状 ・平たん状 ・ゆず肌状
・内装塗材 L	・凹凸状 ・平たん状	・ゆず肌状 ・さざ波状
・内装塗材 S i	・砂壁塗じゆらく	・ゆず肌状 ・平たん状 ・凹凸状
・内装塗材 E	・砂壁塗じゆらく	・ゆず肌状 ・平たん状 ・凹凸状
・内装塗材 W	・平たん状	・凹凸状
・外装塗材 C	・凹凸状 ・ひき起こし	・凹凸状
・内装塗材 L	・平たん状 ・凹凸状	・ひき起こし
・内装塗材 G	・凹凸状	・ひき起こし ・かき落とし
・内装塗材 S i	・凹凸状	・ひき起こし
・内装塗材 C E	・凹凸状	・ひき起こし
・覆層材 C E	・凹凸状	・ゆず肌状
・覆層材 S i	・凹凸状	・ゆず肌状
・覆層材 E	・凹凸状	・ゆず肌状
・覆層材 R E	・凹凸状	・ゆず肌状
・可とう形覆層材 C E	・凹凸状	・ゆず肌状
・防水形覆層材 C E	・凹凸状	・ゆず肌状
・防水形覆層材 R E	・凹凸状	・ゆず肌状
・防水形覆層材 R S	・凹凸状	・ゆず肌状
・軽量鉄骨仕上げ	・吹付け軽量塗材	・砂壁状
・仕上げ	・可とう形軽量塗材	・平たん状

6. マスチック塗材塗り (15.6.2)

※防火材料の指定がある場合は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。

マスチック塗材の品質及び性能
・機材の品質・性能基準 ・その他 ()

種類	A種	B種

16. 建築工事
1. 一般事項
16.1.3 防火戸の指定
16.1.4 防火戸の連動
16.1.6 防犯器具
2. アルミニウム製建具
16.2.2 アルミサッシの品質及び性能
3. 樹園製建具
16.3.2 樹園製建具
4. 鋼製建具
16.4.2 鋼製建具
5. 鋼製軽建具
16.5.2 鋼製軽建具

7. ステンレス製建具
16.6.2 簡易気密型ドアセット
16.6.3 外部に面する建具の耐風圧性
16.6.4 防音ドアセット、防音サッシ
16.6.5 断熱ドアセット、断熱サッシ
16.6.6 耐震ドアセット、耐震サッシ
8. 木製建具
16.7.2 内装ドアの品質及び性能
9. 建具用金物
16.8.2 各住戸玄関用及び勝手口用錠の品質及び性能
16.8.3 ガラス
16.8.4 表面色
16.8.5 鋼製建具
16.8.6 鋼製建具
16.8.7 鋼製建具
16.8.8 鋼製建具
10. 自動ドア
16.9.2 自動ドア
11. 自閉式上り引戸装置
16.10.3 自閉式上り引戸装置
12. 重量シャッター
16.11.2 重量シャッター
13. 軽量シャッター
16.12.2 軽量シャッター
14. オーバーヘッドドア
16.13.2 オーバーヘッドドア

15. ガラス
16.14.2 ガラス
16.14.3 ガラス
16.14.4 ガラス
16.14.5 ガラス
17. カーテンウォール
17.1.1 カーテンウォール
17.1.2 カーテンウォール
17.1.3 カーテンウォール
17.2.1 メタルカーテンウォール
17.2.2 メタルカーテンウォール
17.2.3 ガラスの取付け
17.2.4 ガラスの取付け
17.2.5 ガラスの取付け
17.2.6 ガラスの取付け
17.3.1 ガラスの取付け
17.3.2 ガラスの取付け
17.3.3 ガラスの取付け
17.3.4 ガラスの取付け
17.3.5 ガラスの取付け
17.3.6 ガラスの取付け

18. 塗装工事
18.1.3 材料
18.2.2-7 素地ごしらえ
18.3.2 錆止め塗料
18.3.3 合成樹脂ペイント塗り
18.3.4 合成樹脂ペイント塗り
18.3.5 クリアラッカ
18.3.6 アクリル樹脂
18.3.7 アクリル樹脂
18.3.8 アクリル樹脂
18.3.9 アクリル樹脂
18.3.10 アクリル樹脂
18.3.11 アクリル樹脂
18.3.12 アクリル樹脂
18.3.13 アクリル樹脂
18.3.14 アクリル樹脂
18.3.15 アクリル樹脂
18.3.16 アクリル樹脂
18.3.17 アクリル樹脂
18.3.18 アクリル樹脂
18.3.19 アクリル樹脂
18.3.20 アクリル樹脂
18.3.21 アクリル樹脂
18.3.22 アクリル樹脂
18.3.23 アクリル樹脂
18.3.24 アクリル樹脂
18.3.25 アクリル樹脂
18.3.26 アクリル樹脂
18.3.27 アクリル樹脂
18.3.28 アクリル樹脂
18.3.29 アクリル樹脂
18.3.30 アクリル樹脂
18.3.31 アクリル樹脂
18.3.32 アクリル樹脂
18.3.33 アクリル樹脂
18.3.34 アクリル樹脂
18.3.35 アクリル樹脂
18.3.36 アクリル樹脂
18.3.37 アクリル樹脂
18.3.38 アクリル樹脂
18.3.39 アクリル樹脂
18.3.40 アクリル樹脂
18.3.41 アクリル樹脂
18.3.42 アクリル樹脂
18.3.43 アクリル樹脂
18.3.44 アクリル樹脂
18.3.45 アクリル樹脂
18.3.46 アクリル樹脂
18.3.47 アクリル樹脂
18.3.48 アクリル樹脂
18.3.49 アクリル樹脂
18.3.50 アクリル樹脂
18.3.51 アクリル樹脂
18.3.52 アクリル樹脂
18.3.53 アクリル樹脂
18.3.54 アクリル樹脂
18.3.55 アクリル樹脂
18.3.56 アクリル樹脂
18.3.57 アクリル樹脂
18.3.58 アクリル樹脂
18.3.59 アクリル樹脂
18.3.60 アクリル樹脂
18.3.61 アクリル樹脂
18.3.62 アクリル樹脂
18.3.63 アクリル樹脂
18.3.64 アクリル樹脂
18.3.65 アクリル樹脂
18.3.66 アクリル樹脂
18.3.67 アクリル樹脂
18.3.68 アクリル樹脂
18.3.69 アクリル樹脂
18.3.70 アクリル樹脂
18.3.71 アクリル樹脂
18.3.72 アクリル樹脂
18.3.73 アクリル樹脂
18.3.74 アクリル樹脂
18.3.75 アクリル樹脂
18.3.76 アクリル樹脂
18.3.77 アクリル樹脂
18.3.78 アクリル樹脂
18.3.79 アクリル樹脂
18.3.80 アクリル樹脂
18.3.81 アクリル樹脂
18.3.82 アクリル樹脂
18.3.83 アクリル樹脂
18.3.84 アクリル樹脂
18.3.85 アクリル樹脂
18.3.86 アクリル樹脂
18.3.87 アクリル樹脂
18.3.88 アクリル樹脂
18.3.89 アクリル樹脂
18.3.90 アクリル樹脂
18.3.91 アクリル樹脂
18.3.92 アクリル樹脂
18.3.93 アクリル樹脂
18.3.94 アクリル樹脂
18.3.95 アクリル樹脂
18.3.96 アクリル樹脂
18.3.97 アクリル樹脂
18.3.98 アクリル樹脂
18.3.99 アクリル樹脂
18.3.100 アクリル樹脂

19. 内装工事
19.1.3 水廻りの範囲
2. ビン床シート
19.2.2 ビン床シート
3. カーペット
19.3.3 カーペット
4. 合成樹脂床材
19.4.2 合成樹脂床材
5. フローリング
19.5.2-5 フローリング
6. 畳敷き
19.6.2 畳敷き
7. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
8. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
9. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
10. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
11. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
12. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
13. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
14. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
15. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
16. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
17. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
18. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
19. せっこうボード
19.7.2 せっこうボード
20. フロアシート
19.7.2 フロアシート
21. 保証書
19.7.2 保証書

19 内装工事 (19.7.2) 合板類 種類 表板の樹種名 板面の品質 厚さ(mm) 接着 防虫処理 ... (19.7.3) 8. 壁紙張り (19.8.2) 壁紙 施工箇所 種類 ... (19.8.3) ⑤ 断熱・防露 (19.9.2) 断熱材打込み工法 ... (19.9.3) 断熱材現場発泡工法 ... (19.9.4) 断熱材あと張り工法 (S1工法等) ... (19.9.4) 断熱材あと張り工法 (S1工法等) ... (19.10.1) 10. 発泡スチロール系床下地張り工法 ... (19.11.1) 11. 乾式通音二重床下地張り工法 ... (19.12.2) 12. 内装プレハブ工法 ... (20.2.17) 13. 郵便受箱 ... (20.2.18) 14. 化粧ケイカル板 ...

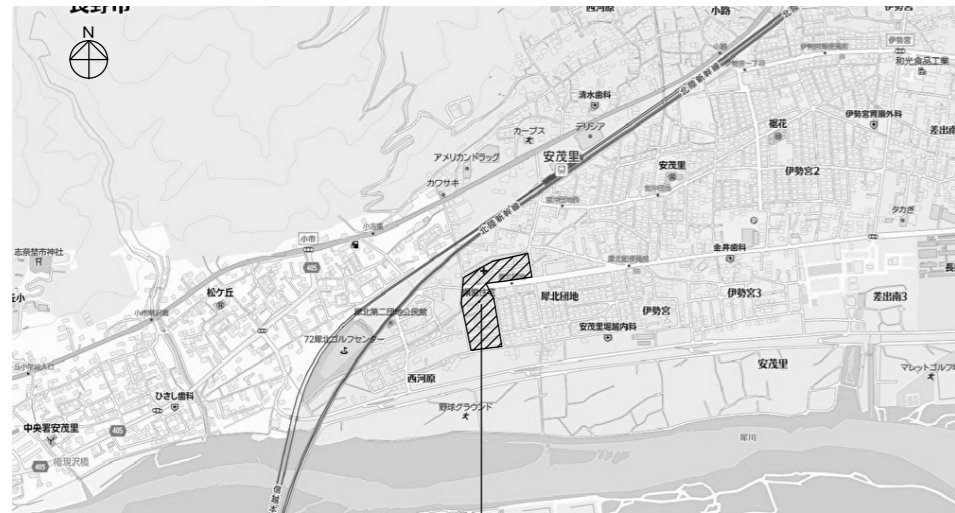
20 ユニット及びその他の工事 (20.2.2) 1. フリーアクセスフロア ... (20.2.3) 2. 移動間仕切 ... (20.2.4) 3. 移動間仕切 ... (20.2.5) 4. トイレブース ... (20.2.5) 5. 階段滑り止め ... (20.2.6) 6. 鏡 ... (20.2.9) 7. 表示 ... (20.2.10) 8. ブラインド ... (20.2.12) 9. ロールスクリーン ... (20.2.13) 10. カーテン及びカーテンレール ... (20.2.14) ① 浴室ユニット (20.2.15) 12. キッチンキャビネット ... (20.2.16) ユニット ... (20.2.16) 13. 郵便受箱 ... (20.2.17) 14. 手すりユニット ... (20.2.18) ① 補助手すり (20.2.19) 16. その他 ...

21 排水工事 (21.2.1) 1. 排水管 ... (21.2.1) 2. 排水器具 ... (21.2.1) 3. グレーチング ... (21.2.1) 4. 排水工 ... (21.2.1) 5. 排水工 ... (21.2.1) 6. 排水工 ... (21.2.1) 7. 排水工 ... (21.2.1) 8. 排水工 ... (21.2.1) 22 舗装工事 (22.2.1) 1. 一般事項 ... (22.2.1) 2. 路床 ... (22.2.2) 3. 路盤 ... (22.2.3) 4. アスファルト舗装 ... (22.2.4) 5. コンクリート舗装 ... (22.2.5) 6. カラー舗装 ... (22.2.6) 7. 透水性アスファルト舗装 ... (22.2.7) 8. ブロック舗装 ... (22.2.8)

23 建築工事 (23.1.1) 1. 植栽の確認等 ... (23.1.3) 2. 植栽基礎 ... (23.2.2) 3. 植樹 ... (23.3.2) 4. 地域植栽工 ... (23.4.2) 5. 芝 ... (23.4.2) 6. 屋上緑化 ... (23.5.2) 7. 保緑等 ... (23.6.2) 8. ウォール ... (23.6.2) 9. 四つ目埋 ... (23.7.3) 10. 柵 ... (23.8.2) 11. 自転車置場 ... (23.10.2) 12. 物置ユニット ... (23.10.3)

24 土木工事 (24.2.1) 9. 砂利敷き ... (24.2.2) 10. 平坦舗装 ... (24.2.3) 11. 土系園路工 ... (24.2.3) 12. れんが舗装 ... (24.2.3) 13. タイル舗装 ... (24.2.3) 14. 石系园路工 ... (24.2.3) 15. 側溝工 ... (24.2.3) 16. 緑石工 ... (24.2.3) 17. 車止め ... (24.2.3) 18. 路面表示 ... (24.2.3) 25 工事現場の環境改善 (25.1.1) 1. 工事現場の環境改善 ... (25.1.1) 2. 産業廃棄物の取扱い ... (25.1.1) 3. 再生資源の利用促進 ... (25.1.1) 26 ① 保険等 ... (26.1.1) ② その他 ... (26.1.1)

26 その他 (26.1.1) 1. PC部材製造に用いる材料 ... (26.1.1) 2. PC部材の製造 ... (26.1.1) 3. 溶接検査 ... (26.1.1) 4. スリープ検査 ... (26.1.1) 5. 狭小部充填 ... (26.1.1) 6. 敷きモルタルの圧縮強度 ... (26.1.1) ① 工事現場の環境改善 ... (26.1.1) ② 産業廃棄物の取扱い ... (26.1.1) ③ 再生資源の利用促進 ... (26.1.1) ① 保険等 ... (26.1.1) ② その他 ... (26.1.1)



計画地（厚北団地）：長野市安茂里3327-1

案内図

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

B 1 棟 住戸配置図

301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

B 2 棟 住戸配置図

301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

B 3 棟 住戸配置図

401	402	403	404
301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

C 1 棟 住戸配置図

401	402	403	404	405	406
301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

C 2 棟 住戸配置図

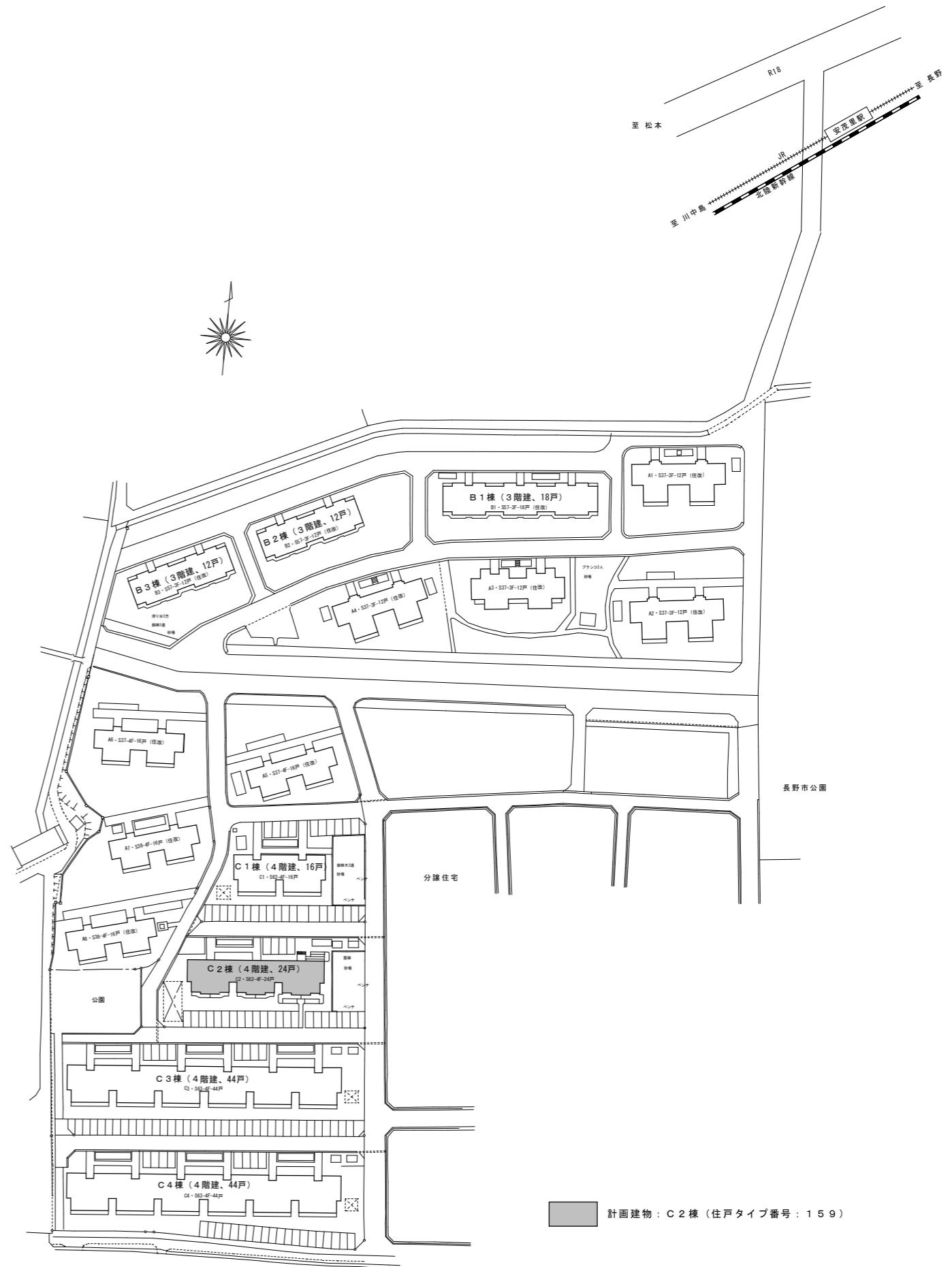
- : 空き住戸
- : 対象住戸 1 1 戸
- ⊗ : 実施済住戸

403	404	405	406	407	408	409	410				
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112

C 3 棟 住戸配置図

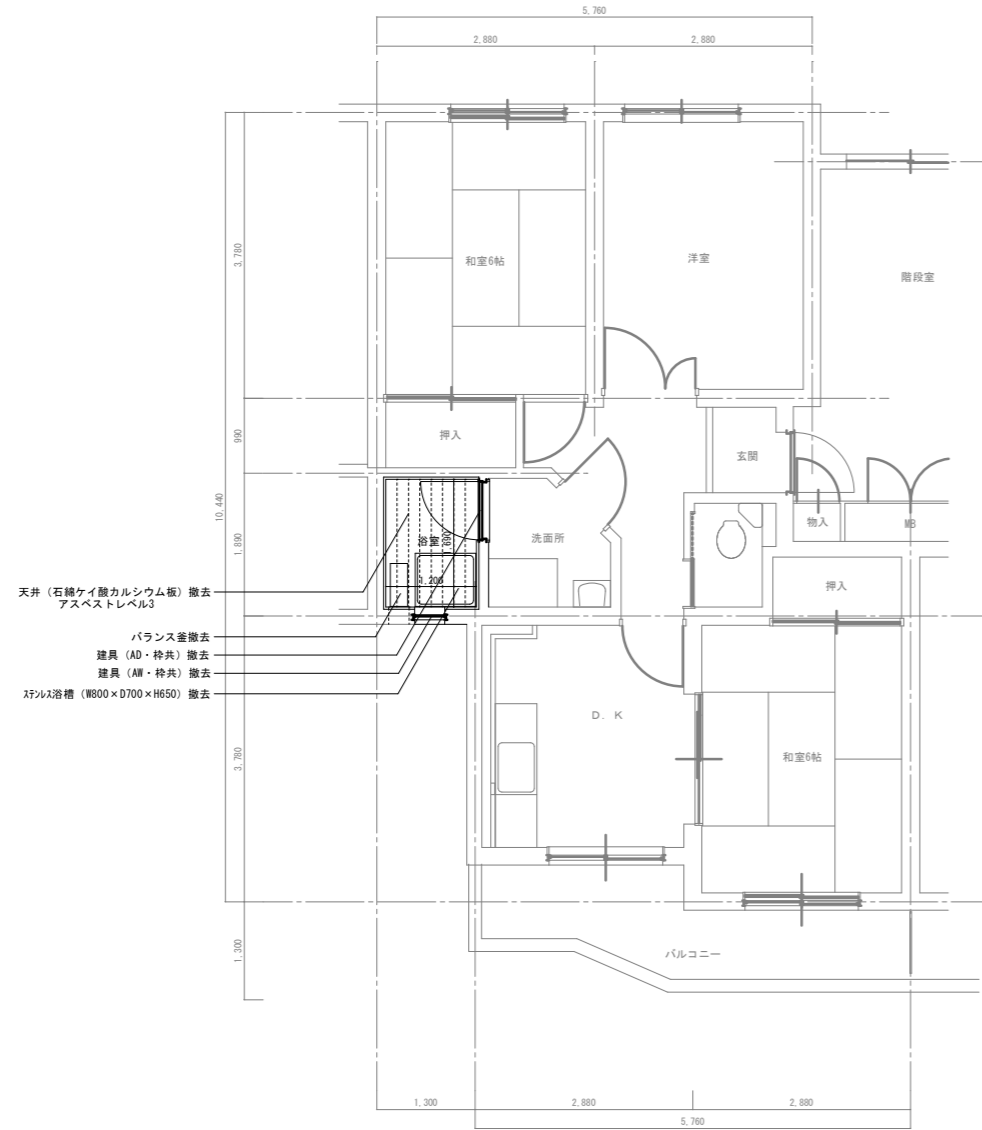
403	404	405	406	407	408	409	410				
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112

C 4 棟 住戸配置図



計画建物：C 2 棟（住戸タイプ番号：159）

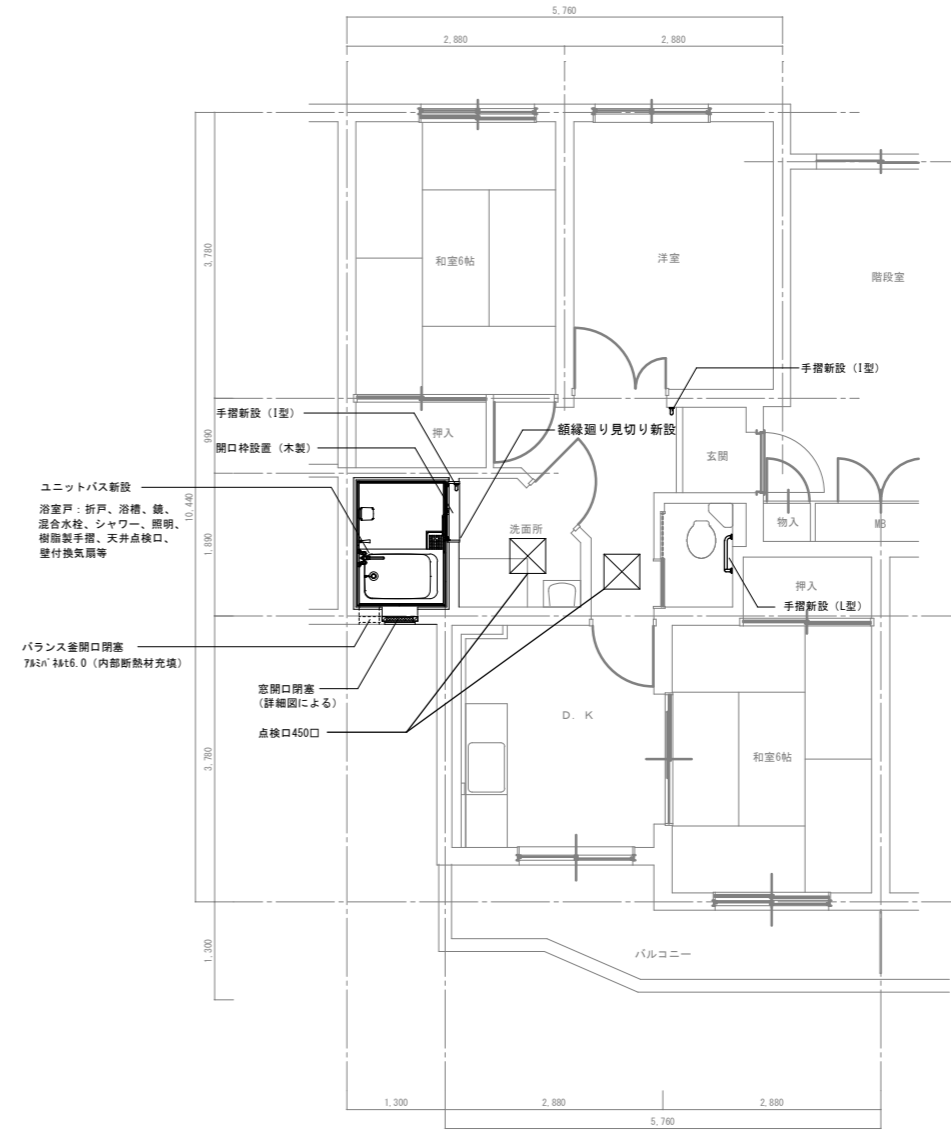
配置図 S=1:800



天井 (石綿ケイ酸カルシウム板) 撤去
アスベストレベル3

バランス釜撤去
建具 (AD・枠共) 撤去
建具 (AW・枠共) 撤去
SF系浴槽 (W800×D700×H650) 撤去

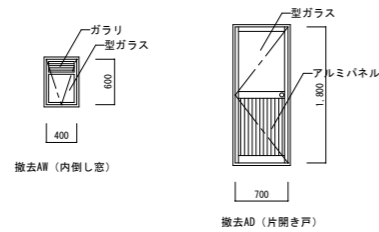
改修前 平面詳細図 S=1:50



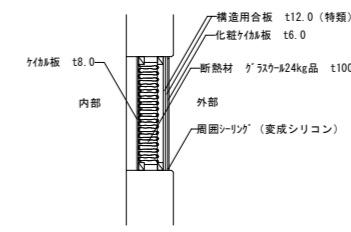
ユニットバス新設
浴室戸: 折戸、浴槽、鏡、
混合水栓、シャワー、照明、
樹脂製手摺、天井点検口、
壁付換気扇等

バランス釜開口閉塞
7äin 枠ât6.0 (内部断熱材充填)

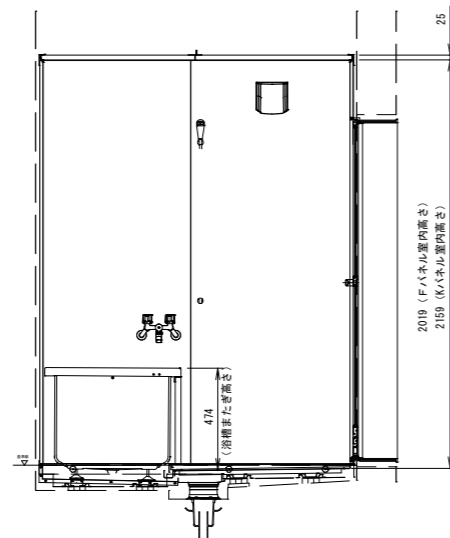
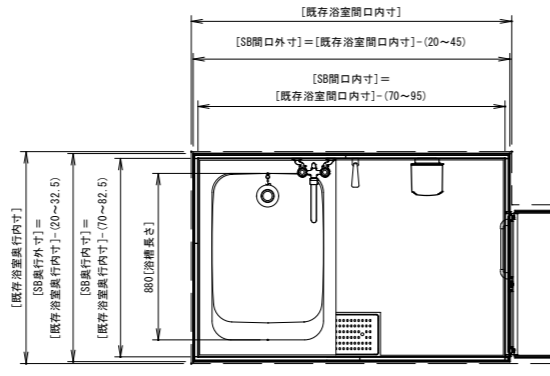
改修前 平面詳細図 S=1:50



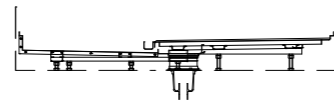
撤去建具詳細図 S=1:50



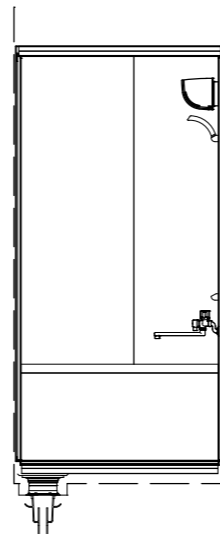
浴室窓開口閉塞詳細図 S=1:20



[在来工法床面設置の場合 (MR工法)]



[スラブ上設置の場合 (BR工法)]



仕様表

		基本仕様
本 台	下	洗場 ステンレス・300角磁器タイル貼 (保温材付)
	浴槽	ステンレス又はFRP (保温材付)
	浴槽防水パン	SUS430T
	エプロン	ステンレス又はFRP
体 台	壁	高品位ホーロー仕上 (保温材付)
	天井	化粧サンドイッチパネル (保温材付)
	ドア	折戸
照明	8W LED電球	
水栓	シャワー付水栓	
排水トラップ	既存トラップ流用	
フロタ	シャッター式	

既存浴室内寸	間口	1,670mm
	奥行	1,180mm
SB浴室内寸	間口	1,625mm
	奥行	1,150mm

設置床面形態	在来工法 (MR工法)	<input type="radio"/>
	スラブ上 (BR工法)	<input type="checkbox"/>

(いずれかに ○印)

壁貫通型給湯器取付	有・ <input type="radio"/>
窓	有・ <input type="radio"/>
ミラー	<input type="radio"/> ・無
棚	有・ <input type="radio"/>
タオル掛	<input type="radio"/> ・無

編	項目	特記事項												
②	19 電灯設備 (2.14.1) (2.14.3)	<p>屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 () ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 <p>ダウンライト器具の取付けは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 () ・ 取付け用ビスは、めっきしたもの若しくはステンレス製とし、電線を損傷しないように、最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気管等、熱及び温気を排出する部分との離隔を十分に取る。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。 <p>20. 動力設備 (2.15.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電動機への配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 電線種への配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 () <p>21. 雷保護設備 (2.17.2) (2.17.3) (2.17.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 突針支持管及び取付金具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 () ・ 引下げ導線と鉄骨及び鉄筋との接続等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 () ・ 接地極の埋設は、標準図第2編「電力設備工事」による。 <p>22. 施工の立会い及び試験 (2.18.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接地抵抗の測定時期及び回数 () ・ 照度測定は、原則、本工事範囲すべてを行うものとするが、これにより難い場合は、監督職員との協議による。 												
③	1. 配線器具 (1.3.3) 2. 端子盤・機器収納ラック等 (1.4.2) (1.4.4) (1.4.5) 3. 構内情報通信網装置 (1.5.1) ~ (1.5.8) 4. 拡声装置 (1.9.1) (1.9.4) 5. 誘導支援装置 (1.10.1) (1.10.4) (1.10.10) (緊急通報装置) 6. テレビ共同受信装置 (1.11.1) (1.11.2) 7. テレビ電波障害防除装置 (1.12.1) 8. 自動火災報知装置 (1.16.4) (1.16.7) 9. 非常放送装置 (1.18.1) 10. 機材の試験 (1.21.1) 11. 地中配線 (2.11.3) 12. 接地の施工 (2.12.2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同軸ケーブルの接続に使用するコネクタ () 端子盤及び集合保安器箱の形式等は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 () ・ 屋内用キャビネットの構成材は、(※ 銅板 ・ ステンレス)とする。 端子板は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 () ・ 通信用SPDカテゴリD1の性能 () ・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 FMアンテナの品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 形式等は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 () ・ テレビインターホン (親機)で撮像範囲を調整する機能： ・ あり ・ なし ・ テレビインターホン (子機)で撮像範囲を調整する機能： ・ あり ・ なし 住宅情報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 緊急通報設備は、高齢者が安心して生活が送れるように側面からサポートし、入居者のプライバシーを損うことなく、暮らしや、住まい、健康等を間接的、自動的に管理を行う設備とし、構成機器は、図示による。 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 テレビ機器の品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 表示装置 () ・ スポット型感知器は、特記がなければ、露出形とする。 非常放送装置で緊急地震放送を行う機能： ・ あり ・ なし 端子盤の性能試験は、次による。 ※ 公住住宅電気編第6編表1.21.1「端子盤の試験」 ・ その他 () FMアンテナの試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 住宅情報装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () テレビ機器の試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B L部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 地中配線の標識シート等 (※ 設ける ・ 設けない) ・ 接地を施す機器は、次表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地を施す機器</th> <th>接地抵抗値 (Ω)</th> <th>接地線の太さ [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主端子盤及び保安装置を有する端子盤</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> <tr> <td>ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> <tr> <td>拡声用増幅器</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接地線は、強電の接地とは共用してはならない。 ただし、建物内に設ける増幅器等の機器接地は、この限りではない。 ・ 主端子盤及び保安装置を収容する端子盤には、1.6mm以上の絶縁電線 (鉄骨又は鉄筋に接続する場合は裸線)を用いて接地設備 (100Ω以下)を施す。 ただし、建物の接地抵抗値が上表以下の場合は、交換機室用及び本配線盤用を除き、建物の鉄筋等に接続すればよい。この場合、配管等を通して接続されていても差し支えない。 機器の取付けは、次による。 1. 室内にアウトレットボックスを設ける場合は、プレートを取付ける。 ただし、プレートの材質は合成樹脂製とし、用途表示を行う。 2. 主端子盤、中間端子盤及び室内端子盤は、原則として床面から上端が2m以下、下端が0.2m以上となるように取付ける。 3. 端子盤への通信線用配管は、中央部を避けて箱の四隅に取付ける。 アンテナマスの取付けは、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 () ・ 受審調査を行うチャンネル () ・ 事前調査を行うチャンネル () 構内情報通信網設備の試験数量は、図示による。 	接地を施す機器	接地抵抗値 (Ω)	接地線の太さ [mm]	主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下	1.6 以上	ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ	100 以下	1.6 以上	拡声用増幅器	100 以下	1.6 以上
接地を施す機器	接地抵抗値 (Ω)	接地線の太さ [mm]												
主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下	1.6 以上												
ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ	100 以下	1.6 以上												
拡声用増幅器	100 以下	1.6 以上												
④	通信・情報設備工事													

【表-1】各工事の区分表						
工 事 項 目	建築	電気	機械	昇降	外構	備 考
躯体への貫通孔						
貫通孔の材料		○				各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の差出し		○				各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の取付け		○				各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の補強	○					
屋上						
機器及び水槽類の基礎						
同上基礎のアンカーボルト設置						
同上基礎の防水						
昇降機						
昇降機の躯体						
機械室の躯体						
機械室の床開口						
機械室天井フック						
ガイドレール下地						
ビット防水						
押しボタン、インジケータ						
三方枠、幕板取付け						
三方枠廻り埋戻し						
機械室換気設備						
制御盤から外部インターホンまでの配管、配線						
点検用コンセント						
その他						各工事に必要な貫通孔は各々の工事
インサート						
A L C板の壁開口及び補強						
押出成形セメント板の壁開口及び補強						
壁樋、ドレン						
壁樋から第一階までの接続						
第一階以降の排水設備						
ハンドホール等の化粧蓋						
消火器						
消火器ボックス						
テレビアンテナ						
避雷針						
浄化槽						
受水槽						
ゴミ置き場						
自転車置場						
軽量天井・壁下地及び木天井・壁下地						
差出し						各工事に必要な貫通孔は各々の工事
開口補強						
手すり下地補強						
吊り戸下地補強						
洗面化粧台下地補強						
天井・壁せつこうボード						
ボード切込み						各工事に必要な貫通孔は各々の工事
台所廻り						
キッチンユニット (流し台、ガス台、吊り戸)						
レンジフード						
欄干灯						
洗面所・浴室廻り						
洗面化粧台						
洗濯パン						
浴室ユニット			○			
浴室ユニット内照明器具			○			
浴室ユニット内水栓						
バスタオル掛け						
その他						
床・壁・天井点検口		○				
クーラースリブ及びキャップ						
室外機用吊りボルト						
床暖房						

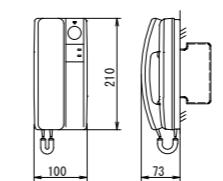
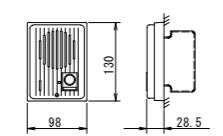
【表-2】機器標準取付高さ				
名 称	測 点	下記によりがたい場合には監督員との協議による。		
		取付高 [mm]		
電力共通	精算計器	地上~窓中心	1,800~2,000	
	引込開閉器	地上~中心	1,800~2,200	
	電 灯	分電盤、制御盤	床下~中心	1,500 (上端1,900以下)
		スイッチ	床下~中心	1,300
		スイッチ (多機能トイレ、身障者用)	床下~中心	1,100
		コンセント (一般)	床下~中心	300
		コンセント (和室)	床下~中心	150
		コンセント (便所等)	床下~中心	500
		コンセント (台上)	台上~中心	150~200
		コンセント (車椅子用)	床下~中心	900
		ブラケット (一般)	床下~中心	2,100~2,300
		ブラケット (講場)	床下~中心	2,000~2,500
	ブラケット (鏡上)	鏡上端~中心	150	
	避難口誘導灯	床下~下端	1,500以上	
廊下通路誘導灯	床下~上端	1,000以下		
動 力	壁掛型制御盤	床下~中心	1,500 (上端2,000以下)	
	開閉器箱	床下~中心	1,500	
	制御用スイッチ	地上~中心	1,300	
電 話	端子盤 (EPS・電気室)	床下~中心	1,500	
	端子盤 (一般室内)	床下~下端	300	
	集合保安器箱	天井下~上端	200	
	壁付アウトレットホ`ックス (一般)	床下~中心	300	
	壁付アウトレットホ`ックス (和室)	床下~中心	150	
	時計	壁掛型時計	床下~中心	1,500 (上端2,000以下)
計 時	子時計	床下~中心	(天井高) x 0.9	
	拡 声	壁掛型スピーカ	床下~中心	(天井高) x 0.9
		壁付アツテネータ	床下~中心	1,300
誘導支援	外部受付用インターホン子機	床下~中心	「標準図」による。	
	壁付インターホン (一般)	床下~中心	1,300	
	壁付呼出ボタン (多機能トイレ、身障者用)	床下~中心	900	
	壁付位置ホ`ックス (一般) (壁付インターホン除く)	床下~中心	300	
	壁付位置ホ`ックス (和室) (壁付インターホン除く)	床下~中心	150	
	テレビ共同受信	機器収容箱	天井下~上端	200
防 災 機 器	テレビ端子直列ユニット (一般)	床下~中心	300	
	テレビ端子直列ユニット (和室)	床下~中心	150	
	受信機・副受信機	床下~操作部	800~1,500	
	機器収容箱	床下~中心	800~1,500	
	発信機	床下~中心	800~1,500	
	警報ベル	床下~中心	2,300、(天井高) x 0.9	
	表示灯	床下~中心	2,100	
	液化石油ガス検知器	床下~上端	300	
	消火栓表示灯	床下~中心	(天井高) x 0.8	
	表示板	床下~中心	(天井高) x 0.9	
表 示	壁付発信器		1,300	
	ベル、ブザー		(天井高) x 0.9	
	押しボタン		1,300	
	押しボタン (身障者用)		900	
	身障者用表示灯		2,000	
	復帰ボタン		1,800	

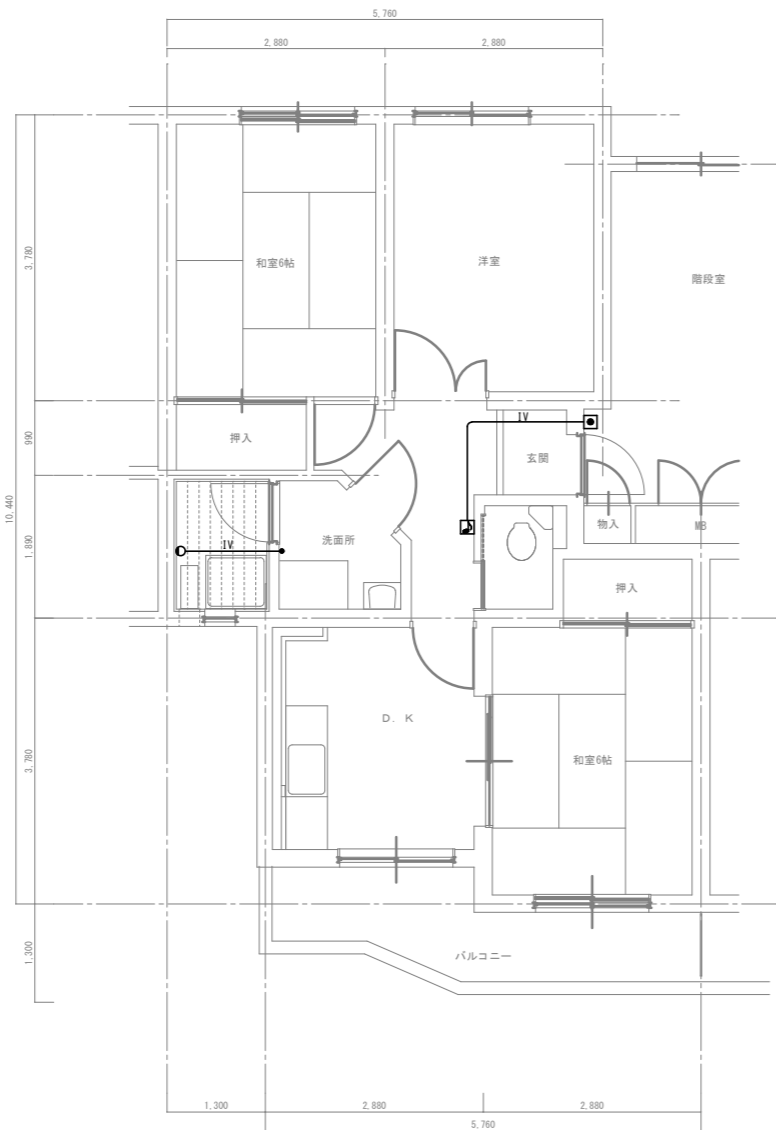
【備考】天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。
身障者及び子育て対応住宅については、監督員と協議による

【表-3】接地極一覧表			
接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 極
○ 共同接地	E A ・ E B ・ E C ・ E D	Ω以下	E B (D=14、L=1,500 又は W=40、L=1,200) x 3連一組
○ 共同接地	E A ・ E C ・ E D	100Ω以下	E B (D=14、L=1,500 又は W=40、L=1,200) x 3連一組
○ A種	E A	100Ω以下	E B (D=14、L=1,500 又は W=40、L=1,200) x 3連一組
○ B種	E B	Ω以下	E B (D=14、L=1,500 又は W=40、L=1,200) x 3連一組
○ C種	E C	100Ω以下	E B (D=14、L=1,500 又は W=40、L=1,200) x 3連一組
○ D種	E D	100Ω以下	E B (D=10、L=1,000 又は W=30、L=900) x 1
○ D種	E D	Ω以下	E B (D=14、L=1,500 又は W=40、L=1,200) x 3連一組
○ 高圧避雷器用	E L H	100Ω以下	E B (D=14、L=1,500 又は W=40、L=1,200) x 3連一組
○ 交換装置用	E t	100Ω以下	E B (D=14、L=1,500 又は W=40、L=1,200) x 3連一組
○ 通信用 (10Ω)	E A t	100Ω以下	E B (D=14、L=1,500 又は W=40、L=1,200) x 3連一組
○ 通信用 (100Ω)	E D t	100Ω以下	E B (D=10、L=1,000 又は W=30、L=900) x 1
○ 電話引込口の保安器	E L t	100Ω以下	E B (D=10、L=1,000 又は W=30、L=900) x 1
○ 測定用	E o	Ω以下	E B (D=10、L=1,500 又は W=30、L=1,200) x 1

記号	名称	仕様	備考
□	電灯分電盤		
□MA	700mm×700mm 薄型	薄型	
□MA	一種金属線びり用ボックス	A型	
■BP1	フラットプレート	1ヶ用	
○	壁付照明器具		
●	埋込スイッチ	IP 15A × 1	プレート共
●L	埋込スイッチ	IP 15A × 1 ON表示灯	プレート共
⊕EET	埋込コンセント	2P15A(E付) × 2 E付	プレート共
Ⓜ	玄関チャイム		
Ⓜ	同上押錠		
Ⓜ	インター観機		機器参考図参照
Ⓜ	インター玄関子機		機器参考図参照
Ⓜ	換気扇	・本工事 ○機械設備工事	
□R	給湯器用リコ	・本工事・機械設備工事 ○支給品取付	プレート共

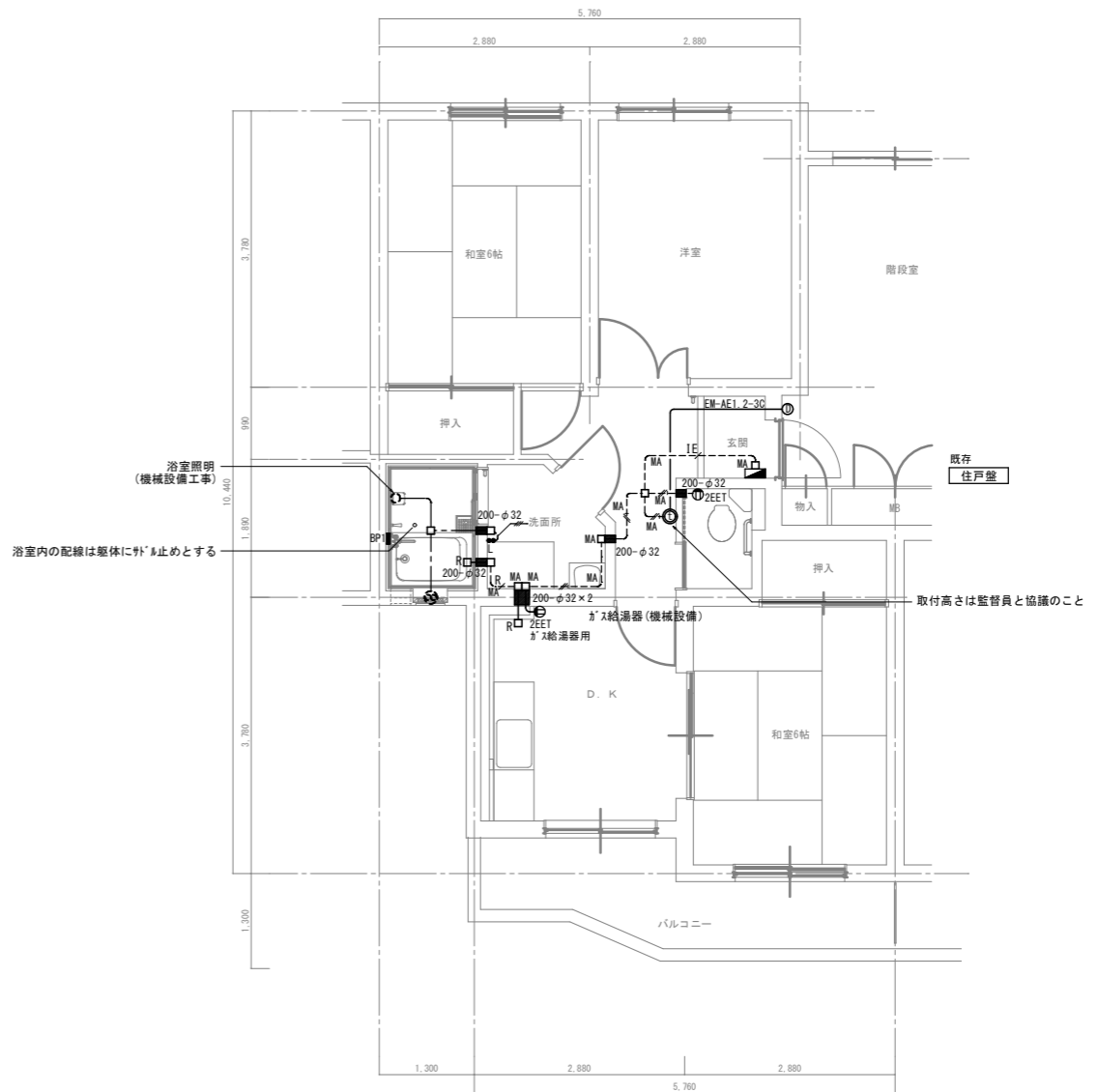
記号	適用	備考
---	天井内ころがし配線	立上げ部は配管にて配線保護
---	天井隠ぺい配管	
---	露出配管配線	屋内露出部は薄鋼管を使用すること。
IV	EM-IE 1.6 × 2	PF (16) E (19)
IE	EM-IE 2.0 × 1 (7-2)	PF (16) E (19)
EM-EEF	EM-EEF 2.0 -3C (1線7-2)	PF (22) E (25)
EM-EEF	EM-EEF 1.6 -3C (1線7-2)	PF (22) E (25)
EM-EEF	EM-EEF 1.6 -2C × 2 (1線7-2)	PF (28) E (31)
EM-EEF	EM-EEF 1.6 -3C	PF (22) E (25)
AE	EM-AE 0.9 -3C	PF (16) E (19)
R	給湯器リコケブル 機械設備より支給品取付	E (25) G (22)
MA	一種金属線びり A型	
■	既存RC折り	コンクリート厚-口径

① セキュリティ7ホン	② 玄関子機																
																	
<table border="1"> <tr><td>電源電圧</td><td>AC100V</td></tr> <tr><td>形状</td><td>壁掛形 (おしり付1個用樹脂ボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>樹脂</td></tr> <tr><td>警報機能</td><td>非常</td></tr> </table>	電源電圧	AC100V	形状	壁掛形 (おしり付1個用樹脂ボックス)	材質	樹脂	警報機能	非常	<table border="1"> <tr><td>形状</td><td>露出形 (JIS 1個用スイッチボックス)</td></tr> <tr><td>材質</td><td>樹脂</td></tr> <tr><td>警報表示</td><td>呼出灯の部点滅</td></tr> <tr><td>備考</td><td>戸外表示器型式確認品</td></tr> </table>	形状	露出形 (JIS 1個用スイッチボックス)	材質	樹脂	警報表示	呼出灯の部点滅	備考	戸外表示器型式確認品
電源電圧	AC100V																
形状	壁掛形 (おしり付1個用樹脂ボックス)																
材質	樹脂																
警報機能	非常																
形状	露出形 (JIS 1個用スイッチボックス)																
材質	樹脂																
警報表示	呼出灯の部点滅																
備考	戸外表示器型式確認品																



改修前 平面図 S=1:50

(注記)
1. 特記なきは、全て撤去とする。
2. 撤去困難な埋込配管、位置ボックスは残置とする。



改修後 平面図 S=1:50

(注記)
1. 特記なきは、全て新設とする。

令和7年度県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

I. 工事概要

1. 工事場所 長野市安茂里

2. 建物概要

建物名称	工事種別	構造	階数	延床面積(m ²)	消防法施行令別表第一	耐震分類	備考
県営住宅	改修	RC					

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用する)

工事種目	建築物別				
	県営住宅	〇式	〇式	〇式	〇式
○ 空調設備	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式
○ 冷暖房設備	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式
○ 暖房設備	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式
● 換気設備	●式	〇式	〇式	〇式	〇式
○ 排煙設備	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式
○ 自動制御設備	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式
● 衛生器具設備	●式	〇式	〇式	〇式	〇式
● 給水設備	●式	〇式	〇式	〇式	〇式
● 排水設備	●式	〇式	〇式	〇式	〇式
● 給湯設備	●式	〇式	〇式	〇式	〇式
○ 消火設備	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式
● ガス設備	●式	〇式	〇式	〇式	〇式
○ 給油設備	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式
○ 給湯機設備	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式
○ 実験実習器具設備	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式
○ 浄化槽設備	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式
○	〇式	〇式	〇式	〇式	〇式

4. 設備概要 (○印を付けたものを適用する)

方法及び種別	設備概要
空調方式	・空冷ヒートポンプエアコン
冷暖房方式	・
暖房方式	・温風暖房 ・温水暖房 ・FF暖房
換気方式	・局所換気
給水方式	・水道直結式 ・加圧式 ・高圧タンク式(・上水・井水)
排水方式	・建物内汚水・雑排水(・分流・合流) ・建物外汚水・雑排水(・分流・合流)
消火設備の種類	・屋内消火栓設備 ・消火器
ガスの種別	●都市ガス(発熱量 46,050 KJ/Nm ³ 、供給事業者名:長野都市ガス㈱) ・液化石油ガス(発熱量 100,000 KJ/Nm ³)

5. 指定部分 ●無 ○有 (指定部分しゅん工期限 平成 年 月 日)

対象部分:

II. 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
主任担当技術者	担当技術者
機匠担当	
構造担当	
積算担当	
電気設備担当	
機械設備担当	

III. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁業務部の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。))及び「公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下「標準図」という。)による。

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様を適用しない。

参考図書

- 長野県建築工事の手引き(以下、「手引き」という。)(平成24年版)長野県建設部施設設備課

2. 特記仕様

(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、●印の付いたものは適用しない。

章	項目	特記事項
●	機材等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし、製造業者等が記載されている場合は同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (2) 別表-1に示す材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものについては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。

2. 使用材料発注先調査

3. 施工条件明示項目

4. 化学物質を発生する建築材料等

使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調査を作成し、監督職員の承諾を受ける。

公共建築工事標準仕様書の解説(設備工事編)の「執務室改修」

本工事は建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。

1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

3) 接着剤はフタル酸ジエーテル及びフタル酸エーテルヘキサキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

5) 上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを発生しないものとは、発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは、発散量が第3種のものをいう。原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。

ホルムアルデヒドの発散量	該当する建築材料
①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の第4項による国土交通大臣認定品	②建築基準法施行令第20条の第4項による国土交通大臣認定品
③下記表示のあるJAS規格品	③下記表示のあるJAS規格品
a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用	a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b 接着剤等不使用	b 接着剤等不使用
c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない材料使用	c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない材料使用
d ホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用	d ホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用
e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料使用	e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料使用
f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用	f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用

規制対象外

第三種

飲料水水系に使用されているペストシール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼン、テトラヒドロカン、クロロピリス、フェノカルブ、ダイアジノン、フタル酸ジエーテル、フタル酸ジエーテルヘキサキシル

電気保安技術者を設置する。

●配管(1.2) ・冷凍空調機器(1.2) ・熱断熱(1.2) ・建築板金(1.2)

○設けない ・設ける

この工事に必要な工事電力、用水、諸手続きなどの費用は該発注者の負担とする。
●別契約の関係係負者が指定したものは無償で使用できる。 ○本工事で負担する。
・改修工事標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。
・ 内部仮設足場等(・種 ・種) ・ 外部仮設足場等(・種 ・種)

資材の保管

●建設発生土

13 埋め戻し土・盛土

14 山留養生

●発生材処理

1. 引渡しを要するもの ● ○有 ()

(2) 引渡しを要するもの以外は構外搬出し関係法令により適切に処理すること。

(3) 特別管理産業廃棄物 ● ○有 ()

(4) 再利用又は再生資源化を図るもの (コンクリート塊、737ブロック、木くず、金属くず、塩ビ管、)

標準仕様書第1編1.7.4によるほか、バルブ類等には必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス等にて取付ける。

機器等の取付け方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明書(亚克力樹脂製、文字形込み程度)を設ける。大きさは、約 ㎜とする。

●風量調整 ●水量調整 ・室内外空気温度測定 ・騒音測定
●飲料水の水质の測定(・水質基準検査11項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度) ・トルエン)
●飲料水の水质の測定は厚生労働大臣登録水质検査機関とする。

(1) 機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とする。

(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすすけ付け、取付又は支持を行う。

耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。

(1) 設計用水平地震力、機器の重量(自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあっては有効重量)に、次に示す地域係数及び設計用標準水平地震度を乗じたものとする。地域係数は1.0とする。

設置場所	耐震安全性の分類			
	●特定の施設(○甲類・乙類)	一般の施設(乙類)		
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
地下階、一階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. () 内の数値は水櫃類に適用する。
3. 上層階の定義は次による。
2～6階建以下の場合には最上層、7～9階建の場合には上層2階

重要機器とは下記に示すものをいう。
・給水装置・排水装置・換気機器・空調機器・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。改修工事標準仕様書第2編第5章による。

確認試験は、①性能確認試験(本) ●②施工後確認試験(1本)を確認強度14.4Nにて行う。
吊金物の適用(第1種、第2種)あと施工アンカー施工による。●(日本建築学会)による試験要領

吊金物は亜鉛メッキ又はステンレス鋼製とする。

給水、給湯、消火、冷水水、冷却水等は、図示による水抜きが確実にできるような水抜き位置に方向かつ下り勾配とする。

コンクリート内の鋼管、鉛管及び塩ビ管については、プラスチックテープを1/2重ね1回巻きとする。また、コンクリート土間配管は、鋼管等により及下防止措置をする。

土中埋設管(排水含む)は、管の上下をサンドクッション厚100mmで保護する。

給水管、消火管の埋設深さは ㎜とする。又、ガス管の埋設深さは ㎜とする。

26 管の埋設表示

図示された屋外埋設管の分岐及び曲がりの箇所には、コンクリート製覆を埋め込む。舗装部分は埋設表示ピンとする。また、施工上生じた分岐、曲がりの箇所についても同様とする。

排水管を除く管には、埋設表示用テープを設置する。

27 溶接部の非破壊検査

検査対象 ・配管 ・煙道

採取率 ・標準仕様書による

検査の種類 ・RT ・PT又はMT

28 塗装

●屋外露出 ()の屋内露出

下記の保温を行わない重絶メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。

・書架

機器	基礎	振動絶縁効率
送風機	標準基礎 ・ 防振基礎	%以上
空調用ポンプ及びボイラ-給水用ポンプ	標準基礎 ・ 防振基礎	80%以上
排水用ポンプ及び小形給水ポンプユニット	標準基礎 ・ 防振基礎	80%以上

29 機器の基礎及び振動絶縁効率

電線類

保 護 及 び 消 音 内 貼 り

電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。

既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。標準仕様書第2編によるほか下記による。

給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グラウンド部を含む)、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共保温する。なお、保温層部はシーリング処理を行う。各配管の保温厚で標準仕様書中厚30mm未満の箇所はすべて厚30mm以上とする。ただし、排水管は除く。

・換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による ・外壁より1mまで
・外気取入れダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による ・
・換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による ・
・送りダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による ・
・膨張タンクよりボイラ-への補給水管の保温は膨張管の項による。
・建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。
・空調調機、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。
・全熱交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による ・全て保温種別は下記による

区分	保 温 外 装
屋 内 露 出	・イ(・1号・2号) ・ロ
屋 外 露 出	・イ ・ロ
給水管	・ハ ○ロ(凍結防止帯巻部分)
給湯管	・ロ
給湯管でピット内、共同溝内及び最下階の床下の下記の部分は保温する。	・ロ

なお仕様はd(h)とする。

(・排水トラップ ・鉛管 ・銅管類 ・ビニル管 ・ドレーン管)

・消火管で下記の部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。
・ 屋内消火管 ・水抜きできない管 ・スプリンクラー配管)

・圧力タンク、膨張水櫃、各種水櫃等鋼製水櫃は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。
・ 大便器は保温する。
・ 共同溝の保温種別 (・ピット内に準ずる)

・ダクトの保温外装は下表による。

区分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
機械室	・アルミガラスクロス
居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板
屋外露出、多湿箇所	・ステンレス鋼板

(配管の保温外装は下表による。(配管には、冷媒管を除く。))

区分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
機械室	・アルミガラスクロス
居室・廊下など	●合成樹脂製カバー
屋外露出、多湿箇所	・ステンレス鋼板

冷媒管の保温の外装は下表による。なお保温化粧ケースの材質は図示による。

区分	保 温 外 装
屋 内 露 出	・保温化粧ケース ・合成樹脂カバー2
屋 外 露 出	・ステンレス鋼板 ・保温化粧ケース

・屋外露出部(給水管、排水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。

・屋外露出部(給水管、冷水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は32に準ずる。

・各種機器について図示電気ヒーター等の防凍対策を行う。()

(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。

(2) 新設配管は、既設配管の接続前に試験を行う。

配管、ダクト、器具類取付けにともなうスリーブ、枠入れは本工事とし、他は工事区分表による。保険等の各種措置については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。

33 防凍保温

34 試験

35 他工事との取合い

36 その他

○空調設備

○冷暖房設備

○暖房設備

○換気設備

○防凍設備

1 設計温度

外 気	屋 内			
	一般系統	湿度(DB)	湿度(RH)	湿度(DB)
夏季	℃	%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%

2 居室騒音限界

下表によるほか、互ざわり音がないよう機種選定およびダクト消音対策を行う。

室 名	A 特 性 (dB)	N C 値

3 煙煙濃度計

4 ばいじん量測定口

5 煙 道

6 ダクト

7 風量測定口

8 チャンパー

9 防凍ダンパー

・設ける ・
・設ける(測定口は80φとする) ・
・伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。
・低圧ダクト ・高圧1ダクト ・高圧2ダクト
・アングルフランジ工法 ・スパイラルダクト
・コーナーボルト工法(・ 共振フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法)

取付部は図示による。

(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は表を示す。
(2) 空調調機、温風暖房機に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及び風道系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。
(3) 外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンパー及びホッパーは、雨水の溜まるないように施工する。

復旧方式(・遮断 ・)
定格入力は、D C 24V、0.7A以下とする。

10 ピストンダンパー

11 弁 類

12 温 度 計

13 圧 力 計

14 瞬 間 流 量 計

15 油 濁 制 御 装 置

復旧方式(・遮断 ・)
J I S又はJ V (・5 K ・ 10 K (図示部分))
取付部は図示による。
取付部は図示による。
コック付とし、形式及び取付部は図示による。
制御には(・給油ポンプ制御 ・漏油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御 ・減油警報 ・)の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

●電気設備

1 ダクト

2 風量測定口

3 ダンパー

4 排気ダクトのシール

5 チャンパー

6 耐火措置

・低圧ダクト ・高圧1ダクト ・高圧2ダクト
・アングルフランジ工法 ・スパイラルダクト
・コーナーボルト工法(・共振フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法)

・厨房・浴室系統の排気用ダクトの水抜き(・要 ・不要)

・厨房系統の長方形排気用ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。
取付位置は図示による。

空気調和設備の該当項目による。
4 排気ダクトのシール
空気調和設備の該当項目による。
自家発用換気ダクトが自家発室外を通過する場合の耐火措置は図示による。

○排煙設備

1 ダクト

2 排煙口の形式

3 排煙口手動開放装置(開放及び復旧方式)

4 排煙風量測定

・亜鉛鉄板 ・
図示による
・ワイヤ式 ・電気式(遠隔操作 ・ 不要 ・ 要)

「建築設備定期検査業務基準平成20年度版」(財)日本建築設備センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

○自前設備

1 中央監視制御装置

2 中央監視制御装置の構成・機能

3 電気計装工事の記録

使用する電線類はEM電線とし、規格は標準仕様書第4編表1.5.1表4.1.11の使用電線類の規格による。(機器、盤類を除く)
屋外・屋内露出の電線は図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠蔽の配線は図面に特記のない限りケーブル配線とする。

●衛生器具設備

1 大便器洗浄弁

2 大便器ロータンク

3 温水洗浄便座

4 小便器洗浄弁

5 水 栓

6 洗面器

7 襦 褌 籠

8 大便器耐火カバー

・バキュームブレイカー ・不凍結装置付 ・低圧フラッシュバルブ()
・水抜き装置付
加熱方式(・貯湯式 ・瞬間式)
温風乾燥機能(・有 ・無) 聲音装置(・有 ・無) リモコン(・有 ・無)
・不凍結装置付 ・感知小使一体型フラッシュ方式 ・個別感知フラッシュ方式(・埋込 ・露出)
●節水固定コア(●寒冷対応形)
・止水栓付
・取付箇所(・大便器 ・小便器) 材質(・陶器製)
・設ける(ピット内は除く) ・設けない

1 量水器

2 量水器附給水

3 引込納付金等設備

4 給水勾配

5 建物導入配管

・観メーター(・貸与品) ・子メーター(・買取り)
・水道業者指定品(・貸与品 ・買取り) ・標準図MC形
J I S又はJ V ・水道直結部分(・10 K ・) ●その他の部分 ●5 K ・)
・要(・本工事 ・別途工事) ・不要
・不凍結の二次側は水抜きが確実にできること。
・標準図 施工4.5 (・(a) ・(b) ・(c))による。

1 洗面器等の排水管

2 排水勾配

3 漏水試験継手

4 汚水貯留、ため槽

洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
屋内 ・65A以下は1/50、75A以上は1/100以上 屋外 ・1/100以上 ・
図示の箇所に取付ける。
例)のコンクリート部は工場製品としてもよい。

●井 類

J I S又はJ V ●5 K ・ 10 K (図示部分)

○給湯設備

1 屋内消火栓箱

2 建物導入配管

・HB-1A ・HB-1B ・
・標準図 施工4.5 (・(a) ・(b) ・(c))による。

1 システム

2 機器の寸法

・ドライシステム
・概略寸法とする

1 売てん容器

2 集合装置

3 転倒防止

4 メーター

5 ガス漏れ警報器

6 引込負担金

7 電気防食

8 建物導入配管

・別途(・50kg ・)
・標準図 施工72による 本組。
・標準図 施工73 (・(a) ・(b))による
・観メーター(・貸与品) ・子メーター(・買取り)
・本工事(図示による) ・別途工事
・要(・別途工事 ・本工事) ・不要
・標準図 施工4.5 (・(a) ・(b) ・(c))による。

●しゅん工期提出物

2 定期報告

3 電子納品

4 特別管理産業廃棄物管理責任者

標準仕様書によるほか別表-2による。
工事しゅん工期後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設長等に報告する。
(管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。)

別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。
(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される。当該入札公告の添付図書)

特別管理産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任する。

(別表-1) 品質及び性能を有することの証明となる資料を提出する機材等

○(社)公共建築協会による「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」における評価対象となる機械設備機材等	
・	
・	
・	
○その他監督職員の指示によるもの	

(別表-2) しゅん工期提出物 (○印を付けたものを提出する。作成方法は手引きによる。)

●提出書類等目録

● 完成図(原図・製本・CADデータ)	● 官公署届出書類等
● 設計図(原図・CADデータ)	● 引渡書
● 工事施工関係書類	● 10 試運転用油等()の納品書等
● 工事完成資料	● その他監督職員の指示によるもの又は特記によるもの
● 保守管理資料	

注) 完成図面の種類は、設計図面に準じて作成すること。

凡例

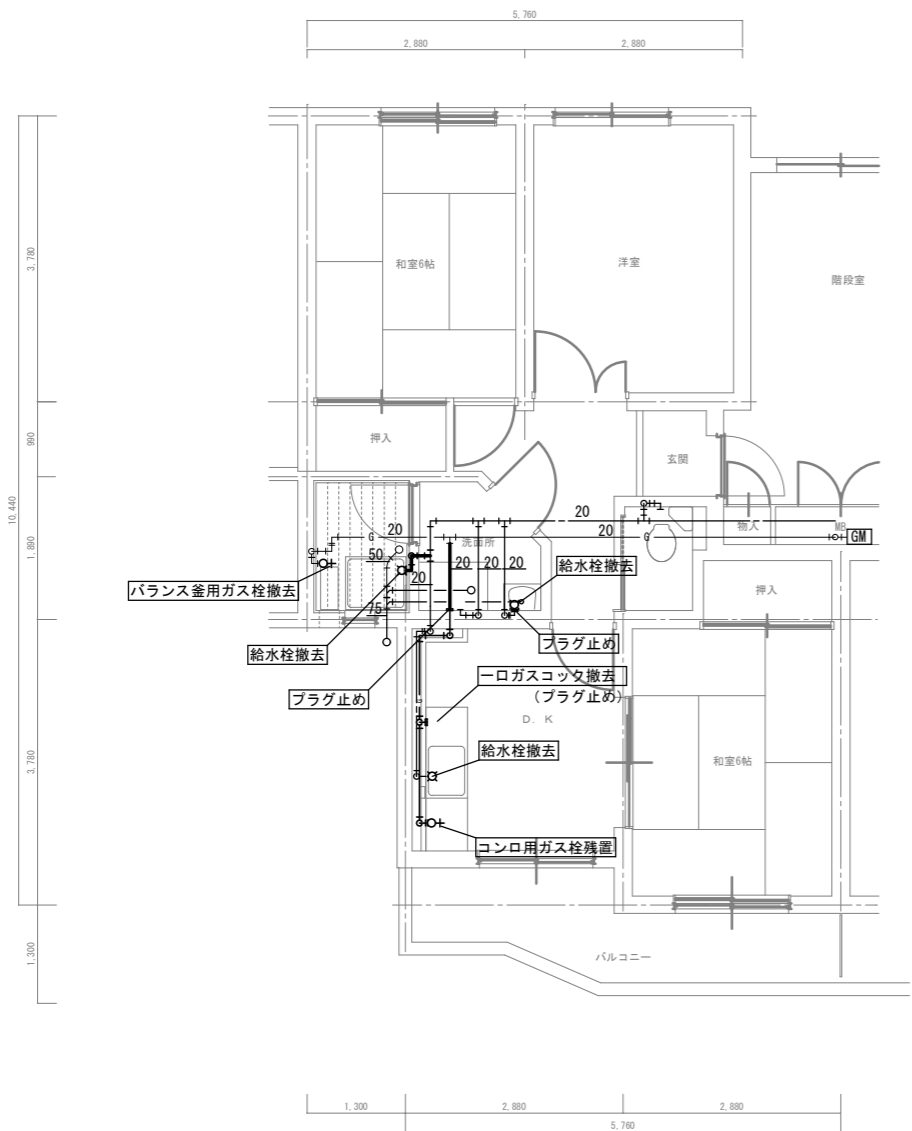
記号	名称	仕様
	給水管	ポリブデン管
	給湯管	ポリブデン管
	汚水・雑排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 VP
	ガス管	長野都市ガス㈱による責任施工
	仕切弁	水道直結部 JIS10K ・ その他 JIS5K 管端防食
	フレキシブル継手	ペローズ形

機器表

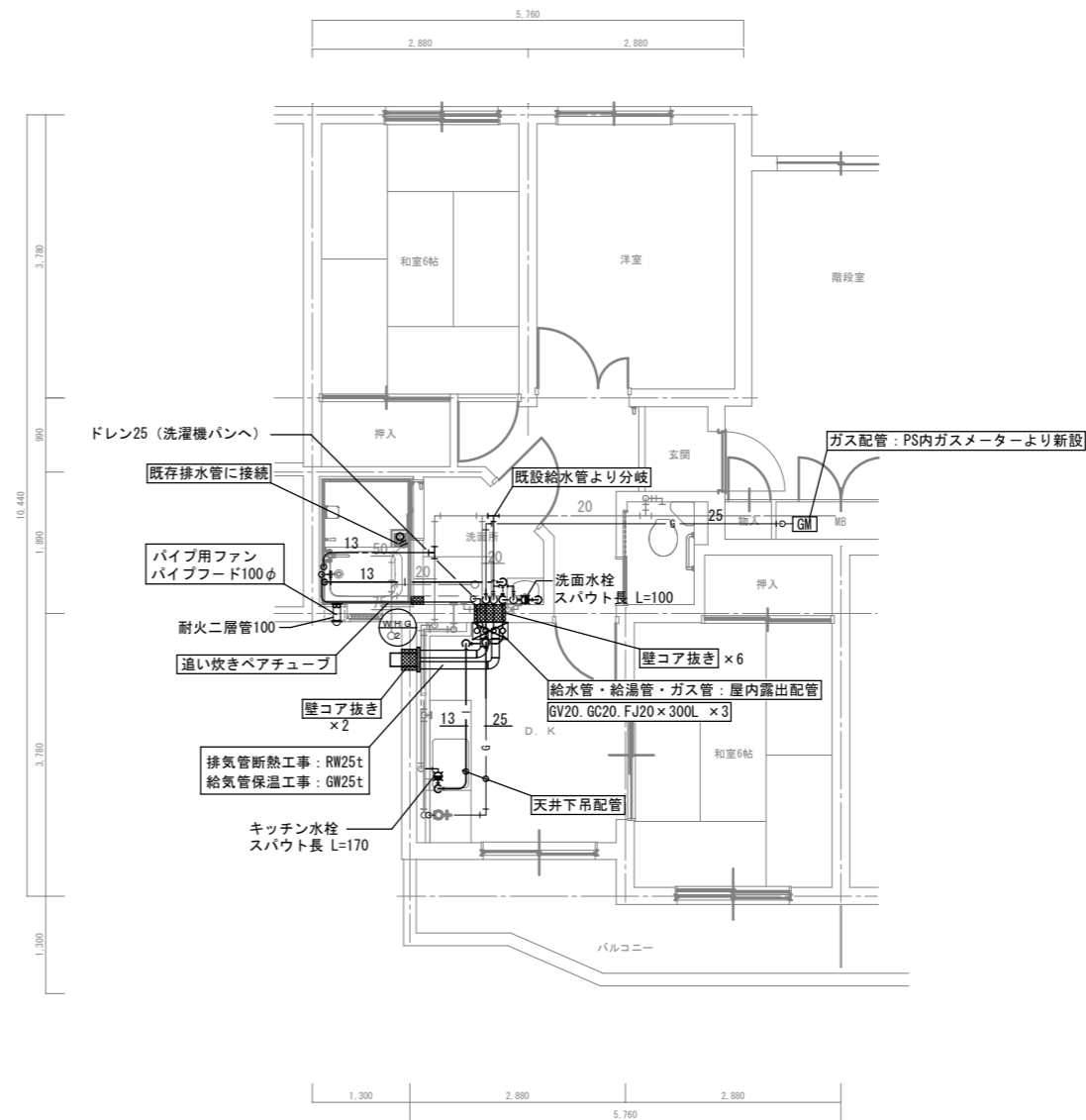
記号	名称	設置場所		型式	仕様	台数	電動機						起動	備考
		階	室名				種類	容量	台数	相	電圧	極数		
WHG-1 (144タイプ)	追炊付ガス給湯器		バルコニー	屋外壁掛型 高効率タイプ(潜熱回収型) (給湯・追炊回路)	20号 ガス消費量(同時:46.6KW 給湯:36.7KW おいだし:11.2KW) 台所リモコン・浴室リモコン リモコンケーブル10m×2 浴槽循環金具 おいだし樹脂配管セット(10φ×2)	1	HEATER.etc	150W	1	1	100			建設省告示第1388号対応の設置方法をとる
WHG-2 (158タイプ) (159タイプ)	追炊付ガス給湯器		DK	高効率タイプ(潜熱回収型) (給湯・追炊回路) 屋内壁掛 FF方式 上方給排気タイプ オートタイプ ガス種類:13A	20号 ガス消費量(同時:46.6KW 給湯:36.7KW おいだし:11.2KW) 台所リモコン・浴室リモコン リモコンケーブル10m×2 浴槽循環金具 おいだし樹脂配管セット(10φ×2) 下部配管カバー 100φ給排気延長管(2本管):4m 給排気筒トップ	1	HEATER.etc	150W	1	1	100			建設省告示第1388号対応の設置方法をとる

衛生器具表

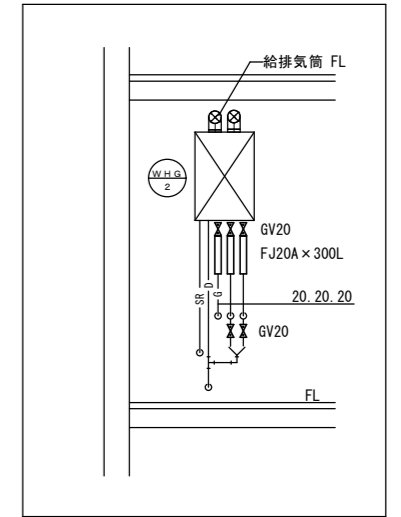
器具名	参考型番		付属品	室名	合計	台所	洗面脱衣			
	TOTO	LIXIL								
シングルレバー混合水栓	TKS05312J	SF-WM435SY	(スパウト長 台所:L170mm、洗面脱衣:L70mm)		2	1	1			



改修前 平面詳細図 S=1:50



改修後 平面詳細図 S=1:50



給湯器廻り参考図 S=1:30

留意事項

- ・既存の壁及びスラブ等のコア抜きは鉄筋探査（簡易探査）にてその位置を確定後施工すること
- ・外壁仕上げ塗材はアスベスト含有材の為「レベル3」の撤去を行う

参考数量

令和8年度 県営住宅(長野)

犀北団地バスリフォーム工事

内訳明細書

長野県住宅供給公社

1. 工 事 名 令和8年度 県営住宅(長野)
犀北団地バスリフォーム工事
2. 工 事 場 所 長野市安茂里
3. 工 事 概 要 ①ユニットバスの設置(梁・柱型の加工部材共)
②ガス給湯器による3箇所給湯化(浴室、洗面、台所)
③手すり設置(玄関、便所、浴室入口、浴室内部)
④非常ブザー付きインターホン設置
⑤便所コンセントの設置
⑥その他附帯工事

RC造4階建：C2棟24戸のうち11戸改修工事を行う。
(うち空き家：0戸)

金 額 _____ 円

消 費 税 _____ 円

総 計 _____ 円

令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	総 括 表						
I	浴室改修工事						
	(159タイプ)	11戸					
A	建築工事		1.0	式			
B	電気設備工事		1.0	式			
C	機械設備工事		1.0	式			
	I 計	直接工事費計					
		うち材料費					
		うち労務費					
II	共通費						
A	共通仮設費		1.0	式			
B	現場管理費		1.0	式			
		うち建退共制度の掛金	1.0	式			
		うち法定福利費事業主負担額	1.0	式			
		うち安全衛生経費	1.0	式			
C	一般管理費		1.0	式			
	II 計						
	工 事 価 格						
III	消費税等相当額		1.0	式			
	工 事 費						

令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	浴室改修工事						
	(159タイプ一般住戸)	11戸					
A	建築工事						
-1	直接仮設工事						
①	【1階】	(改修対象住戸の下階になる対象住戸も含む)					
	養生		24.8	m ²			
	整理清掃後片付け	一般RC・SRC造地上階	24.8	m ²			
	1戸当り 計						
	A-1①計		5	戸			
②	【2階】						
	外部足場W900	くさび緊結式足場手摺先行方式高さ10m未満存置1か月2F	11.0	m ²			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未満存置1か月2F	22.1	m ²			
	養生		24.8	m ²			
	整理清掃後片付け	一般RC・SRC造地上階	24.8	m ²			
	1戸当り 計						
	A-1②計		1	戸			
③	【3階】						
	外部足場W900	くさび緊結式足場手摺先行方式高さ10m未満存置1か月3F	15.7	m ²			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未満存置1か月3F	31.4	m ²			
	養生		24.8	m ²			
	整理清掃後片付け	一般RC・SRC造地上階	24.8	m ²			
	1戸当り 計						
	A-1③計		2	戸			
④	【4階】						
	外部足場W900	くさび緊結式足場手摺先行方式高さ10m未満存置1か月4F	20.4	m ²			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未満存置1か月	40.8				
	養生		24.8	m ²			
	整理清掃後片付け	一般RC・SRC造地上階	24.8	m ²			

令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	1戸当り 計						
	A-1④計		3	戸			
	A-1①②③④計						
-2	防水工事						
	シーリング	一般部変成シリコン系(MS-2)10×10	3.4	m			
	1戸当り 計						
	A-2計		11	戸			
-3	木工事						
	胴縁組	開口閉塞部	0.4	m ²			
	開口枠	180×25スプルー程度材工共	5.0	m			
	胴縁組	既存額縁・開口部枠取合い廻り材工共C1含む	5.0	m			
	1戸当り 計						
	A-3計		11	戸			
-4	内装工事						
	壁けい酸カルシウム板張り	タイプ2(ノンアス) 0.8FK 厚8 鋼製、木、ボード下地突付け	0.4	m ²			
	グラスウール敷込	24kg/m ³ t100	0.2	m ²			
	構造用合板	材工共(t)12	0.5	m ²			
	アルミパネル	加工、断熱材充填共	0.1	m ²			
	天井点検口	一般タイプ アルミ製 内外枠共額縁450角	2.0	か所			
	化粧珪酸カルシウム板	t=6 材工共	0.2	m ²			
	I型手摺(樹脂製)	取付共	2.0	か所			
	L型手摺(樹脂製)	取付共	1.0	か所			
	1戸当り 計						
	A-4計		11	戸			
-5	塗装工事						
	UC塗り(糸幅300mm以下)	木部 工程B種 素地B種	5.0	m			

令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	1戸当り 計						
	A-5計		11	戸			
-6	ユニット工事						
	ユニットバス	特寸折戸、浴槽、鏡、混合水栓、シャワー、照明、手摺、天井点検口	1.0	台			
	1戸当り 計						
	A-6計		11	戸			
-7	撤去工事						
	(建具撤去)						
	アルミ建具撤去	片開きドアH1800×W700枠共 ガラス共 集積含	1.0	か所			
	〃	内倒し窓H600×W400枠共 ガ ラス共 集積含	1.0	か所			
	撤去材運搬費		1.0	式			
	撤去材処分費		1.0	式			
	(内装撤去)						
	天井下地撤去	LGS	2.0	m ²			
	浴槽撤去撤去・集積・運搬・処 分共	ステンレス製W800×D700× H650	1.0	か所			
	バランス釜撤去・集積・運搬・ 処分共	8.5号程度	1.0	か所			
	(アスベスト建材撤去処分)						
	天井除去・処理石綿ケイ酸 カルシウム板(t)8.0	アスベストレベル3	2.0	m ²			
	除去石綿処理	密封処理(二重梱包)	0.02	m ³			
	運搬石綿含有廃棄物		0.02	m ³			
	処分石綿含有廃棄物		0.02	m ³			
	1戸当り 計						
	A-7計		11	戸			
	A 計						

令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B	電気設備工事						
-1	電灯分岐工事						
	タンブラスイッチ(金属プレート付)	1P15A×2 ネーム無 PL×1	1.0	個			
	フラッシュプレート(樹脂製)	角型ブランク	1.0	個			
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケープル平形EM-EEF	1.6mm-2C管内	1.0	m			
	〃	1.6mm-3C管内	1.0	m			
	〃	1.6mm-3Cピット・天井	3.0	m			
	合成樹脂製アウトレットボックス (カバー付)	中四角浅型D44	1.0	個			
	機械はつり(ダイヤモンドカッター による配管用貫通口)	200mm程度32mm	1.0	か所			
	白熱灯器具撤去	ブラケットライト再使用しない	1.0	個			
	タンブラスイッチ(金属プレート付) 撤去	1P15A×1 ネーム無 再利用し ない	1.0	個			
	600V絶縁電線撤去	1.6mm×1本 再使用しない	6.0	m			
	1戸当り 計						
	B-1 計		11	戸			
-2	コンセント分岐工事						
	コンセント(金属プレート付)	連用形2P15A×2 (接地端子 付) 125V	2.0	個			
	600V耐燃性ポリエチレン絶縁 電線(EM-IE)	2.0mm	1.7	m			
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケープル平形EM-EEF	2.0mm-3C管内	8.0	m			
	合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管22mm	2.0	m			
	1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	11.0	m			
	1種金属線び(MM1)附属品	A型 ジャクションボックス スイッチ ボックス共	1.0	式			
	機械はつり(ダイヤモンドカッター による配管用貫通口)	200mm程度32mm	3.0	か所			
	給湯器リモコン取付費		2.0	個			
	給湯器リモコンケーブル取付費		3.4	m			
	1戸当り 計						
	B-2 計		11	戸			
-3	誘導支援設備工事						
	セキュリティドアホン		1.0	個			
	玄関子機		1.0	個			

令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	警報用ケーブル(EM-AE)	1.2mm3C管路内配線	6.0	m			
	玄関チャーム撤去	再利用しない	1.0	個			
	玄関押しボタン撤去	再利用しない	1.0	個			
	600V絶縁電線撤去	1.6mm×1本再使用しない	10.0	m			
	1戸当り 計						
	B-3 計		11	戸			
	B 計						
C	機械設備工事						
-1	衛生器具設備						
	シングルレバー混合水栓	TKS05312J/SF-WM435SY スパウト長 キッチンL=170 洗面L=70	2.0	個			
	混合水栓取付	13A	2.0	個			
	1戸当り 計						
	C-1 計		11	戸			
-2	給水設備						
	ポリブデン管	16A5mm保温付き	9.0	m			
	〃	16A10mm保温付き	3.0	m			
	ボールバルブ	20A給水用材工共	1.0	個			
	片ナットボールバルブ平行		1.0	個			
	巻きフレキ管	20A	1.0	m			
	ワンタッチ保温材	ZPPEI20AS	1.0	本			
	機械はつり(ダイヤモンドカッター による配管用貫通口)	200mm程度100mm	1.0	か所			
	1戸当り 計						
	C-2 計		11	戸			
-3	給湯設備						
	追焚付ガス給湯器	WHG-220号屋内壁掛FF式	1.0	台			
	機械はつり(ダイヤモンドカッター による配管用貫通口)	200mm程度100mm	3.0	か所			
	機械はつり(ダイヤモンドカッター による配管用貫通口)	200mm程度200mm	2.0	か所			

令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	追い炊きペアチューブ		3.0	m			
	給排気筒保温工事		1.0	式			
	ガス給湯器ドレン管	継ぎ手類・支持金物含む(室内側PVC-16部分含む)	2.0	m			
	ポリブデン管	13A10mm保温付き	7.5	m			
	〃	16A10mm保温付き	4.0	m			
	耐熱ボールバルブ	20A給湯用材工共	1.0	個			
	巻きフレキ管	13A	1.0	m			
	〃	20A	1.0	m			
	ワンタッチ保温材	ZPPEI20AS	1.0	本			
	1戸当り 計						
	C-3 計		11	戸			
-4	排水設備						
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	屋内一般 25A	1.0	m			
	既存管接続工事	排水	1.0	か所			
	機械はつり(ダイヤモンドカッターによる配管用貫通口)	200mm程度100mm	1.0	か所			
	1戸当り 計						
	C-4 計		11	戸			
-5	ガス設備						
	コア抜き工事	壁厚さ200mm程度 100mm程度 金属探査含む	1.0	か所			
	基本工事費増設		1.0	式			
	白ガス管	15mm	1.0	m			
	フレキ管	25mm	12.0	m			
	〃	10mm	7.0	m			
	撤去工事費	32mm以下	10.0	m			
	ガスコック	分岐コック20A	1.0	個			
	ネジガス栓	フレキ3/4UI ガス栓25mm	1.0	個			
	メーター出入り管交換	20mm	1.0	個			
	フレキガス栓接続		1.0	か所			
	ガスメーター取付費	2.5～6号	1.0	個			

令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	ガスメーター取外費	2.5～6号	1.0	個			
	支持金物取付費		1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-5 計		11	戸			
-6	換気設備						
	パイプ用ファン	100φパイプフード共	1.0	台			
	通気・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)改修	屋内一般100A	1.0	m			
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形EM-EEF	1.6mm-3C管内	3.0	m			
	合成樹脂製可とう電線管(PF単層)	隠ぺい・埋込配管16mm	2.0	m			
	コンセント用ボックス取付		1.0	個			
	コンセント(防雨形)	2P15A×2(抜止め接地極×2接地端子付)125V	1.0	個			
	1戸当り 計						
	C-6 計		11	戸			
-7	撤去工事						
	瞬間湯沸し器撤去	5号 再使用しない	1.0	台			
	塩化ビニルライニング鋼管	VA20A	1.0	m			
	給水栓		1.0	個			
	産業廃棄物収集運搬費		1.0	式			
	産業廃棄物処分費		1.0	式			
	アスベスト収集運搬費		1.0	式			
	アスベスト処分費		0.5	m3			
	アスベスト含有仕上塗材除去費	集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法	1.0	式			
	機材等設備費		1.0	式			
	副資材等・消耗品費		1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-7 計		11	戸			

令和8年度 県営住宅（長野）犀北団地バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
-8	給排気筒取付	(奇数住戸)					
①	給排気トップ		1.0	個			
	φ100エルボ90°		4.0	個			
	φ100直管	L=150	1.0	個			
	〃	L=600	1.0	個			
	〃	L=900	1.0	個			
	φ100アジャスター	L=300	3.0	個			
	排気筒据付	φ100給気・排気用3m×2本	6.0	m			
	1戸当り 計						
	C-8 ① 計		7	戸			
-8	給排気筒取付	(偶数住戸)					
②	給排気トップ		1.0	個			
	φ100エルボ90°		4.0	個			
	φ100直管	L=150	1.0	個			
	〃	L=600	1.0	個			
	φ100アジャスター	L=300	3.0	個			
	排気筒据付	φ100給気・排気用3m×2本	6.0	m			
	1戸当り 計						
	C-8 ② 計		4	戸			
	C-8 計						
	C 計						

現場説明書

(改修工事)

長野県住宅供給公社

1 総則

- (1) 本現場説明書は、「公共住宅改修工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」を適用し、これらに定めのない事項については、「公共住宅建設工事共通仕様書」及び「公共建築工事標準仕様書」を準用するものとし、施工条件に関する特記事項として適用する。
- (2) 本工事は、別冊設計図書、特記仕様書、現場説明書、質問回答書及び監督員の指示に基づき施工するものとする。
- (3) 設計図書に明示されていない事項であっても、工事完成に必要な軽微な事項については、受注者の責任において施工するものとする。
- (4) 受注者は、関係法令、条例及び関係機関の指導等を遵守し、適正に施工すること。

2 工程関係

(1) 施工時間

- ・ 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。
- ・ 早朝、夜間及び休日に騒音・振動を伴う作業を行ってはならない。ただし、工程上やむを得ず実施する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
- ・ 資材搬入、搬出及び工事車両の出入りについては、周辺交通及び居住者・施設利用者等に配慮した時間帯とすること。

(2) 多様な働き方

- ・ 本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提として工期を設定している。受注者は、施工条件等を踏まえ、以下の①～③のいずれかを満たすよう努めること。ただし、①～③によることが困難な場合は、施工期間、施工時間等について監督員と協議すること。
 - ① 対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、週ごとに2日以上現場閉所を行うこと。
 - ② 対象期間の全ての月ごとに現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上となるよう努めること。
 - ③ 対象期間全体において現場閉所率 28.5%以上となるよう努めること。
- ・ 共通事項は次による。
 - ① 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作期間、工事一時中止期間その他発注者が対象外と認めた期間は含まない。
 - ② 「現場閉所」とは、巡回パトロール等現場管理上必要な作業を除き、現場事務所作業を含めて終日現場作業を行わない状態をいう。
 - ③ 降雨、降雪、猛暑等により終日現場作業を実施できない場合についても、現場閉所として取り扱うことができる。
- ・ 受注者は、工事着手前に現場閉所予定日を記載した実施工程表を監督員に提出し、承諾を受けること。
- ・ 工程変更が生じた場合は、その都度修正工程表を監督員に提出し、承諾を受けること。

(3) 関連工事

- ・ 本工事に関連する別途発注工事及び近接工事がある場合は、受注者間で工程調整を行い、円滑な施工に努めること。

3 安全対策及び近隣対応関係

(1) 安全管理

- ・ 受注者は、工事期間中、工事災害、公害及び事故防止に努めるとともに、中小受託事業者を含め安全管理を徹底すること。
- ・ 現場内外の安全対策については、関係法令に基づき適切に実施すること。

(2) 近隣対応

- ・ 受注者は、居住者、施設利用者及び近隣住民に対し、工事内容、施工期間、騒音作業予定等について必要な周知を行い、理解と協力を得るよう努めること。
- ・ 工事に伴う騒音、振動、粉じん、臭気、資材片飛散等による被害を防止するため、必要な措置を講じること。
- ・ 工事用車両については、道路関係法令を遵守し、周辺交通及び歩行者の安全確保に努めること。
- ・ 工事に伴う苦情、事故又は紛争が発生した場合は、速やかに監督員へ報告し、受注者の責任において適切に対応すること。

(3) 交通誘導及び安全施設

- ・ 工事内容に応じ、必要な交通誘導警備員、保安施設、養生等を設置すること。
- ・ 交通誘導業務を委託する場合は、警備業法に基づく認定業者とすること。
- ・ 仮設計画については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を受けること。
- ・ 指定仮設については、発注者が設計図書において明示したものとすること。
- ・ その他の仮設については、受注者の任意仮設とする。

(4) 近隣家屋調査

- ・ 監督員が必要と認めた場合は、着工前に近隣家屋等の現況調査を行い、写真その他記録を提出すること。

4 仮設及び工事用設備関係

(1) 仮設物

- ・ 受注者は、工事内容に応じ必要な仮囲い、仮設間仕切りその他仮設物を設置し、適切に維持管理を行うこと。
- ・ 仮設物の仕様、設置位置及び設置期間については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を受けること。

(2) 工事用電力等

- ・ 工事用電力、用水及び通信設備等については、受注者の負担により関係機関と協議のうえ使用すること。
- ・ 分離発注工事がある場合は、建築主体工事受注者が関係受注者間の調整を行うこと。

(3) 監督員事務所等

- ・ 監督員事務所を設置する場合は、規模、備品及び設置場所について監督員と協議すること。
- ・ 必要に応じ、監督員、居住者及び施設利用者用駐車場を確保すること。

(4) 工事用道路

- ・ 工事用道路は、道路管理者等と協議のうえ使用すること。
- ・ 工事用道路の維持管理は受注者の責任において行い、損傷等が生じた場合は速やかに復旧すること。

5 施工関係

(1) 施工計画書

- ・ 受注者は、工事着手前に施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。
- ・ 施工計画書には、工程、安全管理、仮設計画、施工方法、品質管理、建設副産物処理計画等を記載すること。

(2) 品質管理

- ・ 受注者は、自主検査を実施し、必要に応じ監督員の立会検査を受けること。
- ・ 配筋、躯体、防水、隠蔽部その他重要工程については、監督員の確認を受けた後、次工程へ進むこと。
- ・ 施工図、試作品、モックアップ等について監督員の指示がある場合は、これを作成し、監督員の承諾を受けること。

6 建設副産物関係

- ・ 建設副産物の処理については、関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守すること。
- ・ 施工計画書、実施報告書等について、監督員の指示により提出すること。なお、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理を委託した場合は、これを証する資料（マニフェストA票、B2票、D票及びE票）を常備・保管すること。
- ・ 再生資源利用促進計画等の作成対象工事にあつては、必要書類を提出し、適切に実施すること。

7 保険関係

- ・ 受注者は、建設工事請負契約書第56条の規定に基づき、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）及び仮設物等について、火災保険、建設工事保険その他必要な保険に付さなければならない。
- ・ また、受注者は、工事期間中における労働災害及び第三者への損害等に備え、法定外労災補償保険その他必要に応じた保険に加入すること。
- ・ 保険期間は、原則として契約日から引渡し完了日までとし、保険金額は請負金額以上を基本とする。
- ・ 受注者は、保険契約を締結したときは、保険証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。なお、年間契約等により包括的に加入している建設工事保険については、

当該工事が保険対象であることを証する保険付保証明書その他これに類する書類を提出すること。

8 情報共有・業務効率化

- ・ 受発注者は、円滑かつ効率的な工事執行に努め、適切な工程管理及び情報共有を行うこと。
- ・ 協議、提出書類等については、速やかな対応に努めること。

9 工事写真

- ・ 工事写真は、工事着手前、施工中、完成時及び監督員が必要と認める箇所について撮影すること。
- ・ 隠蔽部分その他後日確認が困難となる箇所については、重点的に撮影すること。
- ・ 工事写真は、工事名、撮影内容、撮影日等を整理のうえ提出すること。

10 その他

- ・ 設計図書に関する疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。
- ・ 本現場説明書に定めのない事項については、「公共住宅改修工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」によるものとし、これらに定めのない事項については、「公共住宅建設工事共通仕様書」、「公共建築工事標準仕様書」及び関係法令等による。
- ・ 計画通知、確認申請、住宅性能評価等に係る手続きについて必要な協力を行うこと。
- ・ 工事表示板その他法令等に基づく掲示物を設置すること。

【改修工事】

- ・ 本工事は、居住中又は施設運営中の施工を含む場合があるため、居住者、施設利用者等の安全及び生活環境に十分配慮すること。
- ・ 居住中住宅への立入りについては、原則として居住者立会いのもと実施すること。
- ・ 執務並行又は居住並行による施工となる場合は、作業時間、騒音作業日、搬入動線、養生範囲等について、監督員と協議すること。
- ・ 解体撤去工事において、設計図書に示されていない隠蔽部の不具合、アスベスト等が確認された場合は、速やかに監督員へ報告し、協議すること。
- ・ 共用部分の使用制限、エレベーター及び駐車場の使用等については、施設管理者等と調整を行うこと。

11 特記事項

特記事項は、以下のとおりとする。